

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 平成22年度業績評価の概要(案)

I 全体評価

個別評価を総合的に判断すると、業務運営の高度化・効率化の実現及び管理業務の的確な実施がなされており、平成22年度において、中期目標・計画は、十分に達成されている。

II 個別評価

評価項目	評価結果
1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
○ 組織運営の効率化	A ○国際ボランティア貯金寄附金に関する業務の一元化により、効率的な運営体制を確保。あわせて、当該業務に従事する人員の配置についても柔軟に対応。 ○業務実施体制の検証・効率化プロジェクトを発足させ、各課の業務量及び人員の配置状況を検証して見直しを図り、管理部門を適正化。
○ 業務経費の削減	
① 経費の効率的使用 ② 契約の適正化に関する取組	A ○契約監視委員会の体制を増強等により、業務運営コストの平成22年度の決算額が予算額と比較して31.4%減。 ただ、一者応札・一者応募については、その割合が21年度の32%から、22年度には43.3%へと高くなっており、それら案件については事後点検・見直しが実施されたとはいえ、この点にはまだ取り組みの余地が残されている。
③ 人件費の削減等に係る取組	A ○超過勤務手当等の削減に引き続き取り組み、中期計画期間の目標値を現段階で上回る人件費削減を達成。
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
○ 資産の確実かつ安定的な運用	
① 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の確実かつ安定的な運用	A ○運用計画を遵守し、ゆうちょ銀行に対する預金、預金者・保険契約者への貸付け、地方公共団体・公庫公団等に対する貸付けに係る債権の保有のための運用、国債等・預金による運用を行い、確実かつ安定的な運用に努めている。
② 株式会社かんぽ生命保険における運用状況の把握及び確認 ③ 保有資産の見直し ④ 保有資産の運用・管理	A ○再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、かんぽ生命における運用状況を毎月把握し、また、安全資産の額が機構のために積み立てられる額を下回るリスクについて検証を行っている。保有資産の見直しと運用・管理についても効率的かつ有効に行われている。

○ 提供するサービスの質の確保		
① 貯金管理業務	AA	<p>○委託先・再委託先の監督について、監督方針及び実地監査計画に基づき、各重点確認項目の確認、指導、実地監査を実施。現金過不足事故が、前年度比で減少し、委託先の犯罪発覚件数はゼロとなるとともに、再委託先においても、犯罪発覚件数が前年度よりも減少。</p> <p>○苦情対応については、本年度から四半期ごとに分析を行い、ホームページ上で概要の公表を開始。</p> <p>○顧客情報関連の事案は、一斉点検の実施により、件数が前年度(194件)よりも増加(282件)したため、今後一層の改善が望まれる。</p>
② 簡易生命保険管理業務	A	<p>○現金過不足件数は、年々大幅に減少しているが、委託先・再委託先役職員による犯罪件数は一昨年、昨年に比べ微増。</p> <p>○顧客情報漏洩等件数は昨年比では減少だが、一昨年に比べると多く、一層の改善指導が必要。</p> <p>○保険金等の支払い業務については、目標に定めた「標準処理期間内9割以上の処理」を達成。</p> <p>○提供サービスに対する利用者調査の結果では、9割以上が民営化前と比べ向上あるいは維持と回答。</p>
○ 業務の実施状況の継続的な分析	A	<p>○委託先や機構が受けた意見を分析し、改善提案が行われている。アンケート調査がなされ、その結果が管理業務へ反映されるなどフィードバックもみられる。ネット調査の利用はコストパフォーマンスの観点から効率性が高いと評価できる。</p>
○ 照会等に対する迅速かつ的確な対応	A	<p>○照会等へ迅速に対応するべく、金融ADR制度の実施、制度改正等の新規施策を踏まえ、お客様対応事例集を更新・拡充。</p> <p>○郵便貯金管理業務において「各種あいさつ状」の内容を改善し、簡易生命保険管理業務において新たに横浜コールセンターを設置。</p> <p>○機構の指導により、委託先本社と再委託先本社が連携して再委託先店舗に助言する体制により未解決苦情件数の大幅減をもたらしており、この取組みは効果的かつ有効である。</p>
○ 情報の公表等	A	<p>○ディスクロージャー誌の作成・公表、ホームページの積極的な活用等を行っている他、預入期間が経過した郵便貯金及び受取未済の簡易生命保険の保険金等の早期受取等を勧奨。</p> <p>○機構の役割等に関する利用者の理解を深めるため、新聞広告等の広報活動に務めており、新聞広告等の実施については、限られた予算の中で出来る限り広い範囲の利用者に周知させようとするものであり、効率的かつ有効である。</p>
○ 預金者等への周知	B	<p>○預金者への周知等については、今年度より従前の対応に加え、郵便貯金払戻証書を権利消滅の2ヶ月前にも送付する取組を実施。</p> <p>○満期保険金等の事前の案内書について、満期等の3ヶ月前に送付するとともに、満期保険金等の請求手続を満期等の3ヶ月前から行うことができることとし、事後の支払案内書を満期等の3ヶ月後にも送付。</p> <p>○顧客への周知活動については、新聞広告、ラジオ広告、周知用チラシの作製及び郵便局への配布等、複線的な対応を実施。</p> <p>○特殊要因はあるものの、平成22年度の睡眠貯金残高、権利消滅額が大幅に増加していることもあり、今後も睡眠貯金残高や権利消滅額の減少に向け、個別案内周知の充実等、より一層効果的な対応を検討することが期待される。</p>

3 予算・財務管理	A	○予算、収支計画及び資金計画について、高金利時代の郵便貯金の満期時期との関係で権利消滅金が多額であったが、内容についての検討を実施。		
4 その他業務運営に関する重要事項				
○ 適切な労働環境の確保	A	○業務実施体制の検証・効率化プロジェクトで各課の業務量・人員の配置状況の検証、実情把握、その結果に基づいた派遣職員配置の見直しを実施。 ○各課の超過勤務を定期的・継続的な管理によって平準化し、人事評価は適切な手続で成果の把握に努めている。 ○ハラスメント対策は職員が相談しやすい環境を整備し、メンタルヘルスケアに関しては専門家を招いて講習会を行い職員の健康保持の向上に努めている。		
○ 機構が保有する個人情報の保護	B	○再委託先で発生する個人情報漏洩事故などについては、機構がその原因や事故の実態を把握し、適正に対処することが必要であり、個人情報強化月間、随時の指導、定期的な研修なども推進されるべきである。また、重大な事案が発生した場合は、再委託先から直接聴取するシステムをさらに拡大することも検討するべきである。		
○ 災害等の不測の事態の発生への対処	A	○緊急事態対応計画全体の検証・見直しを実施し、「緊急時連絡体制網」及び「緊急時非常参集体制」を速やかに現行化。 ○委託先に対して、また、それぞれ委託先を通じて再委託先に対しても、「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」等、関連する文書について報告を求め、災害等の対応態勢について確認を実施。 ○東日本大震災の際には、委託先・再委託先に対して、東北地方を中心とした支店、サービスセンター、郵便局の被害状況・業務の実施状況等について確認を実施し、委託先、再委託先とも十分な連携態勢を整備。 ○今後、東日本大震災の発生を踏まえ、関連する計画や規程類の見直しを実施することにより、リスク管理体制の更なる強化が図られることが期待される。		
○ その他				
① 環境に与える影響に配慮した業務運営	A	○グリーン調達については1品目を除く35品目が目標を達成し、CO2排出削減対策では基準値である平成19年度に比べ22%の削減、用紙類では約31.5%の削減。 ○平成23年度は東日本大震災による原発事故に関する取組が求められ、一層、職員の認識向上と、有効性ある組織対策が必要になっており、今後も日常的な職員の環境行動への認識向上が求められる。		
② 内部統制に係る取組等	A	○法人のミッションを踏まえ、理事長のリーダーシップが発揮できるよう各種社内会議等で経営方針及び指示の徹底を図っている。 ○法令遵守等のモニタリングも日常的に実施。		
評価の分類	AA	A	B	C
項目数	1項目	14項目	2項目	なし
(参考) 昨年度の評価※	なし	15項目	4項目	なし

※ 平成21年度は、19項目において評価を受けている。

I 業務の実績に関する項目別評価総括	
<p>1 業務の効率化（人事等に係るマネージメント等）</p>	<p>1 組織運営の効率化 国際ボランティア貯金寄附金に関する業務の一元化を図ることによって、効率的な運営体制の確保を行っている。あわせて、当該業務に従事する人員の配置についても柔軟な対応を行っている。また、業務実施体制の検証・効率化プロジェクトを発足させ、各課の業務量及び人員の配置状況を検証して見直しを図り、管理部門の適正化を行っている。以上から目標を十分に達成したと認められる。</p> <p>2 業務経費の削減 契約監視委員会の体制増強は、契約状況の点検・見直し・確認・フォローアップに有効性ある活動を展開し、P（プラン）D（ドゥ）C（チェック）A（アクト）の循環の中で、実際に、経費削減の効果も数値として現われている。業務運営コストの22年度の決算額が予算額と比較して31.4%減となったことなどは、取り組みの有効性を示している。 ただ、一者応札・一者応募については、その割合が21年度の32%から、22年度には43.3%へと高くなっており、それら案件については事後点検・見直しを実施されたとはいえ、この点にはまだ取り組みの余地が残されている。 人件費については、超過勤務手当等の削減に引き続き取り組み、効率的な業務運営に努めており、中期計画期間の目標値を現段階で上回る人件費の削減が行われ順調に効率化が行われている。</p>
<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（事業の実施等）</p>	<p>1 資産の確実かつ安定的な運用 資産の運用については、運用計画を遵守し、ゆうちょ銀行に対する預金、預金者・保険契約者への貸付け、地方公共団体・公庫公団等に対する貸付けに係る債権の保有のための運用、国債等・預金による運用を実施しており、確実かつ安定的な運用を行っている。再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、かんぽ生命における運用状況を毎月把握し、また、安全資産の額が機構のために積み立てられる額を下回るリスクについて検証を行っている。保有資産の見直しと運用・管理についても効率的かつ有効に行われている。</p> <p>2 提供するサービスの質の確保 郵便貯金監理業務については、委託先・再委託先の監督について、監督方針及び実地監査計画に基づき、各重点確認項目の確認、指導、実地監査が行われており、現金過不足事故が、前年度比で減少した他、委託先の犯罪発覚件数はゼロとなり、再委託先においても、犯罪発覚件数は前年度よりも減少している。苦情対応については、本年度から四半期ごとに分析を行い、ホームページ上で概要の公表を始めている。ただし、顧客情報関連の事案は、一斉点検の実施のため、件数は前年度(194件)よりも増加(282件)したため、今後一層の改善が望まれる。 簡易生命保険業務については、委託先・再委託先への監督体制を構築し、効率的にサービスの質の維持・向上が図られている。また、実地監査により委託先・再委託先のサービスの質と適正性の確認、機構自らの監督体制の妥当性の確認が行われて</p>

いる。あらかじめ定めた重点確認項目の報告徴求、確認、指導を行うとともに、機構自らも苦情の分析を行い、早期の問題状況の把握、対応に努めており、重大な問題が発生した場合には、発生原因、再発防止策の確認・指導、問題への対応状況の報告徴求を行っている。具体的事案について、現金過不足件数は、年々大幅に減少しているが、委託先・再委託先役職員による犯罪件数は一昨年、昨年に比べ微増、顧客情報漏洩等件数は昨年に比べると減少しているが、一昨年の件数に比べると多く、一層の改善指導が必要である。保険金等の支払い業務については、目標に定めた「標準処理期間内9割以上の処理」が達成されている。また、提供サービスに対する利用者調査の結果では、9割以上が民営化前と比べ向上あるいは維持と回答している。以上より、中期計画目標項目「提供するサービスの質の確保」について、「目標を十分達成」と認められる。

3 業務の実施状況の継続的な分析

委託先や機構が受けた意見を分析し、改善提案が行われている。アンケート調査がなされ、その結果が管理業務へ反映されるなどフィードバックもみられる。ネット調査の利用はコストパフォーマンスの観点から効率性が高いと評価できる。

4 照会等に対する迅速かつ的確な対応

照会等へ迅速に対応するべく、金融ADR制度の実施、制度改正等の新規施策を踏まえ、お客様対応事例集を更新・拡充した。郵便貯金管理業務において「各種あいさつ状」の内容を改善し、簡易生命保険管理業務において新たに横浜コールセンターを設置した。また機構の指導により、委託先本社と再委託先本社が連携して再委託先店舗に助言する体制により未解決苦情件数の大幅減をもたらしており、この取組みは効果的かつ有効である。

5 情報の公表等

ディスクロージャー誌の作成・公表、ホームページの積極的な活用等を行っている他、預入期間が経過した郵便貯金及び受取未済の簡易生命保険の保険金等の早期受取等を勧奨するとともに、機構の役割等に関する利用者の理解を深めるため、新聞広告等の広報活動に努めており、新聞広告等の実施については、限られた予算の中で出来る限り広い範囲の利用者に周知させようとするものであり、効率的かつ有効である。

6 預金者への周知等

郵便貯金について、預入期間を経過した郵便貯金の預金者に周知すること、また、簡易生命保険について、支払い義務が発生した保険金等について契約者等に周知することは必要不可欠である。その一環として、今年度より従前の対応に加え、郵便貯金払戻証書を権利消滅の2ヶ月前にも送付する取組を行っており、預入・据置期間を経過した預金者への更なる周知の強化に努めている。また、簡易生命保険管理業務においても、満期保険金等の事前の案内書について、満期等の3ヶ月前（従前は1ヶ月前）に送付するとともに、満期保険金等の請求手続を満期等の3ヶ月前（従前は1ヶ月前）から行うことができることとしたことや、お客様から満期保険金等の請求がなかった場合の事後の支払案内書を満期等の3ヶ月後にも送付することとしたことは、保険金等の請求漏れの防止に繋がるものと考えられる。

また、顧客への周知活動については、平成21年度に行った広報についての調査結果を踏まえ、新聞広告、ラジオ広告、周

	<p>知用チラシの作製及び郵便局への配布等、複線的な対応を行っている。こうした取組は預入期間が経過した郵便貯金及び受取未済の簡易生命保険の保険金等の早期受取等を勧奨する上でも有効であり、引き続き実施することが必要である。また、特殊要因はあるものの、平成22年度の睡眠貯金残高、権利消滅額は大幅に増加していることもあり、今後も睡眠貯金残高や権利消滅額の減少に向け、個別案内周知の充実や住所不明等の理由による通知未着の解消など、より一層効果的な対応を検討することが期待される。</p>
<p>3 財務内容の改善</p>	<p>1 予算、収支計画及び資金計画 高金利時代の郵便貯金の満期時期との関係で権利消滅金が多額であったが、内容についての検討は行われている。</p> <p>2 短期借入金の限度額 (該当なし)</p> <p>3 重要な財産の処分等に関する計画 (該当なし)</p>
<p>4 その他</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画 (該当なし)</p> <p>2 適切な労働環境の確保 業務実施体制の検証・効率化プロジェクトにより、各課の業務量・人員の配置状況を検証して実情を把握し、その結果に基づいて派遣職員配置の見直しを行っている。また、各課の超過勤務は定期的・継続的な管理によって平準化を行うとともに、職員の人事評価は適切な手続で成果の把握に努めている。ハラスメント対策については、職員が相談しやすい環境を整備し、メンタルヘルスケアに関しては、専門家を招いて講習会を行い職員の健康保持の向上に努めている。これらのことから目標を十分に達成したと認められる。</p> <p>3 機構が保有する個人情報の保護 再委託先で発生する個人情報漏洩事故などについては、機構がその原因や事故の実態を把握し、適正に対処することが求められる。個人情報強化月間、随時の指導、定期的な研修なども推進されるべきである。重大な事案が発生した場合は、再委託先から直接聴取するシステムをさらに拡大することも検討するべきである。</p> <p>4 災害等の不測の事態の発生への対処 災害等の不測の事態が発生した場合においても、業務を適切に実行できるよう、緊急事態対応計画全体の検証・見直しを行うとともに、「緊急時連絡体制網」及び「緊急時非常参集体制」を速やかに現行化している。委託先に対しては、「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」及び「事業継続計画書」並びに「コンティンジェンシー・プラン」等について報告を求め、災害等の対応態勢について確認を行っている。また、再委託先に対しても委託先を通じ、災害時の対応態勢について確認を行う等、</p>

	<p>委託先、再委託先を含めたリスク管理体制の整備・強化を図っている。東日本大震災の際には、委託先・再委託先に対して、東北地方を中心とした支店、サービスセンター、郵便局の被害状況・業務の実施状況等について確認が行われており、委託先、再委託先とも十分な連携態勢が整備されていると考えられる。今後、東日本大震災の発生を踏まえ、関連する計画や規程類の見直しを実施することにより、リスク管理体制の更なる強化が図られることが期待される。以上から、「中期目標を十分達成」と認められる。</p> <p>5 その他</p> <p>環境保全の取組については、グリーン調達については1品目を除く35品目が目標を達成し、CO2排出削減対策では基準値である平成19年度に比べ22%の削減、用紙類では約31.5%の削減を行っており、今後も目標の完全達成を目指し、委託先・再委託先にも実践を指導すべきである。また、平成23年度は東日本大震災による原発事故に関する取組が求められ、一層の職員の認識向上と、有効性ある組織対策が必要になっており、特に節電については、組織内の周知徹底、その一環としてのマニュアル策定も有効性ある施策実施に必要となるため、今後も日常的な職員の環境行動への認識向上が求められる。</p> <p>内部統制、役職員のイニシアティブについては、法人のミッションを踏まえ、理事長のリーダーシップが発揮できるよう各種社内会議等で経営方針及び指示の徹底を図っており、法令遵守等のモニタリングも日常的に実施されている。</p>
<p>II 中期計画全体の評価（項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況）</p>	
	<p>組織運営の効率化については、柔軟な職員配置を行うとともに、業務実施体制の検証・効率化プロジェクトによる各課の業務量及び人員の配置状況の検証・見直しを実施。</p> <p>業務経費の削減については、契約監視委員会の体制増強、契約状況の点検・見直し・確認・フォローアップに有効性ある活動を展開し、業務運営コストの22年度の決算額を予算額と比較して31.4%低減。ただし、一者応札・一者応募については、21年度の32%から、22年度には43.3%へと上昇。</p> <p>人件費については、超過勤務手当等の削減に引き続き取り組み、効率的な業務運営に努めており、中期計画期間の目標値を現段階で上回る人件費削減を達成。</p> <p>資産の確実かつ安定的な運用については、特に保険については、再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、運用状況を毎月把握し、安全資産の額が機構のために積み立てられる額を下回るリスクについても検証。</p> <p>提供するサービスの質の確保については、郵便貯金監理業務については、委託先・再委託先の監督について、監督方針及び実地監査計画に基づき、各重点確認項目の確認等を実施。現金過不足事故及び委託先・再委託先での犯罪発覚件数が前年度よりも減少。また、苦情対応については、四半期ごとに分析を行い、ホームページ上で概要の公表を開始。ただし、顧客情報関連の事案は、一斉点検の実施のため、件数が増加しており、今後一層の改善が望まれる。簡易生命保険業務については、現金過不足件数は、年々大幅に減少しているが、委託先・再委託先役職員による犯罪件数は一昨年、昨年と比べ微増、顧客情報漏</p>

洩等件数は昨年比では減少だが、一昨年の件数に比べると多く、一層の改善指導が必要。保険金等の支払い業務については、目標に定めた「標準処理期間内 9 割以上の処理」を達成。また、提供サービスに対する利用者調査の結果では、9 割以上が民営化前と比べ向上あるいは維持と回答。

業務の実施状況の継続的な分析については、委託先や機構が受けた意見を分析し、改善提案を実施。アンケート調査の実施や、その結果の管理業務への反映などフィードバックもみられ、ネット調査を利用するなどコストパフォーマンスの観点から効率性が高いと評価できる。

照会等に対する迅速かつ的確な対応については、照会等へ迅速に対応するべく、お客様対応事例集を更新・拡充。また、郵便貯金管理業務において「各種あいさつ状」の内容を改善し、簡易生命保険管理業務において新たに横浜コールセンターを設置。

情報の公表等については、ディスクロージャー誌の作成・公表、ホームページの積極的な活用等に加え、新聞広告等の広報活動を実施。

預金者への周知等については、今年度より従前の対応に加え、郵便貯金払戻証書を権利消滅の 2 ヶ月前にも送付する取組を実施。また、満期保険金等の事前の案内書について、満期等の 3 ヶ月前に送付するとともに、満期保険金等の請求手続を満期等の 3 ヶ月前から行うことができるとし、事後の支払案内書を満期等の 3 ヶ月後にも送付することとした。また、顧客への周知活動については、新聞広告、ラジオ広告、周知用チラシの作製及び郵便局への配布等、複線的な対応を実施。

予算、収支計画及び資金計画について、高金利時代の郵便貯金の満期時期との関係で権利消滅金が多額であったが、内容についての検討を実施。

適切な労働環境の確保に関しては、業務実施体制の検証・効率化プロジェクトで各課の業務量・人員の配置状況の検証、実情把握、その結果に基づいた派遣職員配置の見直しを実施。各課の超過勤務を定期的・継続的な管理によって平準化し、人事評価は適切な手続で成果の把握に努めている。また、ハラスメント対策は職員が相談しやすい環境を整備し、メンタルヘルスケアに関しては専門家を招いて講習会を行い職員の健康保持の向上に努めている。

災害等の不測の事態の発生への対処については、緊急事態対応計画全体の検証・見直しを実施し、「緊急時連絡体制網」及び「緊急時非常参集体制」を速やかに現行化。委託先に対して、また、それぞれ委託先を通じて再委託先に対しても、「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」等、関連する文書について報告を求め、災害等の対応態勢について確認を実施。東日本大震災の際には、委託先・再委託先に対して、東北地方を中心とした支店、サービスセンター、郵便局の被害状況・業務の実施状況等について確認を実施し、委託先、再委託先とも十分な連携態勢を整備。

環境保全の取組については、グリーン調達については 1 品目を除く 35 品目が目標を達成。CO₂ 排出削減対策では基準値と比べ 22% の削減を達成し、用紙類では約 31.5% の削減。今後も目標の完全達成を目指し、委託先・再委託先にも実践

	<p>を指導すべきであり、原発事故に関する取り組み、一層の職員の認識向上と、有効性ある組織対策が必要。</p> <p>内部統制、役職員のイニシアティブについては、法人のミッションを踏まえ、理事長のリーダーシップが発揮できるよう各種社内会議等で経営方針及び指示の徹底を図っており、法令遵守等のモニタリングも日常的に実施。</p> <p>以上のことから、各種の個別評価を踏まえると、中期目標を概ね達成したものと考えられる</p>
<p>Ⅲ 組織、業務運営等の改善、その他</p>	<p>随意契約は事実上解消しているが、一者応札・一者応募については、21年度の32%から、22年度には43.3%へと上昇している。それら案件については事後点検・見直しを実施しているが、この点にはまだ取り組みの余地が残されている。</p> <p>提供するサービスの質の確保に関し、郵便貯金監理業務について、一斉点検の実施のため、顧客情報関連の事案の件数が増加しており、今後一層の改善が望まれる。また、簡易生命保険業務について、現金過不足件数は、年々大幅に減少しているが、委託先・再委託先役職員による犯罪件数は一昨年、昨年に比べ微増、顧客情報漏洩等件数は昨年に比べると減少しているものの、一昨年の件数に比べると多く、一層の改善指導が求められる。</p> <p>睡眠貯金残高や権利消滅額の減少に向け、周知の充実や通知未着の解消など、より一層効果的な対応を検討することが必要である。</p> <p>東日本大震災の発生を踏まえ、リスク管理体制の更なる強化が図られることが期待される。</p> <p>個人情報保護策では重大な事案が発生した場合は、再委託先から直接聴取するシステムをさらに拡大することも検討することが必要である。</p> <p>環境保全の取組について、温室効果ガスの排出削減等に取り組み、グリーン調達についても進んでいるが、今後も目標の完全達成を目指し、委託先・再委託先にも実践を指導することが必要であり、特に節電については、組織内の周知徹底、その一環としてのマニュアル策定も有効性ある施策実施に必要となるため、日常的な職員の環境行動への認識向上が求められる。</p>

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務の実績に関する項目別評価総括表(案)

評価項目		評価	
		評価 (AA~D)	理由
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 組織運営の効率化	A	<p>1 国際ボランティア貯金寄付金に関する運営体制の効率化に向けての取り組み状況をみていくと、業務の一元化を図ることによって、効率的な運営体制の確保を行っている。あわせて、当該業務に従事する人員の配置についても柔軟な対応を行っている。</p> <p>2 定期的に各課の作業時間を管理することによって、効率的な運営体制の確保に役立っている。</p> <p>3 23年1月には「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」を発足し、各課の業務量及び人員の配置状況を検証し、見直しを図ることによって、管理部門の適正化を行っている。</p> <p>以上のことから「目標を十分に達成」と認められる。</p> <p>【効率性】 人員の配置及び業務量の見直しを柔軟に行うことによって、効率的な運営体制の確保を行っている。</p> <p>【有効性】 「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」の検証結果に基づいて、管理部門の簡素化を図っている。</p>
	2 業務経費の削減		
	1 経費の効率的な使用 2 契約の適正化に関する取組	A	<p>【必要性】 経費使用の効率化、その核心となる契約適正化は経費の削減へ向けて最も力を入れるべき取り組み。特に、契約状況を定期的に点検し、フォローアップし、その透明性を確保することは重要課題となる。平成21年に契約監視委員会が設置され、23年3月に外部有識者を増強させたことは必要性の高い取り組みを実施したと考えられる。それと合わせ、一者応札・応募方法について改善措置を講じようとしている点も業務経費削減への必要性高い取り組みである。</p> <p>【有効性】 契約監視委員会の体制強化は、契約状況の点検・見直し・確認・フォローアップに有効性ある活動を展開している。P(プラン)D(ドゥ)C(チェック)A(アクト)の循環の中で、実際に、経費削減の効果も数値として現われた。業務運営コストの22年度の決算額が予算額と比較して31.4%減となったことなどは、取り組みの有効性を示している。</p> <p>【効率性】 契約適正化では、事務手続きに関する執行・審査体制の効率化が図られた。ただ、一者応札・一者応募については、その割合が21年度の32%から、22年度には43.3%へと高くなってしまった。それら案件については事後点検・見直しを実施されたとはいえ、この点にはまだ取り組みの余地が残されている。</p>
3 人件費の削減等に係る取組	A	<p>超過勤務手当等の削減に引き続き取り組み、効率的な業務運営に努めている。</p> <p>中期計画期間の目標値を現段階で上回る人件費の削減が行われ順調に効率化が行われている。</p>	

<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	<p>1 資産の確実かつ安定的な運用</p> <p>(1) 機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、郵便貯金資産の運用計画(別紙1のとおり)及び簡易生命保険資産の運用計画(別紙2のとおり)に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めるものとする。</p>	<p>A</p>	<p>(1) 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用については、運用計画を遵守し、株式会社ゆうちょ銀行に対する預金、預金者・保険契約者への貸付け、地方公共団体・公庫公団等に対する貸付けに係る債権の保有のための運用、国債等・預金による運用を実施しており、確実かつ安定的な運用を行うという「目標は十分達成」と認められる。</p> <p>【必要性】 機構は、公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務の確実な履行を確保することを目的としているため、運用計画を遵守し、確実かつ安定的な運用を行うことは必要である。</p> <p>【効率性】・【有効性】 余資運用については、預金等のほか、流動性及び安全性の観点から国債に運用している。貸付金については、地方公共団体貸付及び公庫公団貸付を実施しており、これらは回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものである。また、預金者貸付及び保険契約者貸付については、郵便貯金の残高・簡易生命保険の積立金の範囲内の貸付けであることから回収不能の問題はない。このように、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用は、効率的かつ有効である。</p>
	<p>(2) 再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、株式会社かんぽ生命保険における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記2(1)①及び②による確認等を行うこととする。</p> <p>(3) 保有資産の見直し</p> <p>(4) 保有資産について適正な運用・管理</p>	<p>A</p>	<p>(2) 株式会社かんぽ生命における運用状況に関し、毎月、「かんぽ資金の運用実績・評価」の説明を受け、運用状況を把握するとともに、安全資産保有義務について、運用実績の検証を行っている。また、安全資産の額が機構のために積み立てられる額を下回るリスク(株価及び為替水準)について検証を行っている。この結果、安全資産は確実かつ安定的に運用が行われており、安全資産の評価額が、かんぽ生命保険が機構のために積み立てる額を上回っていることを確認している。以上により、かんぽ生命保険における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記2(1)③による確認等を行うという「目標は十分達成」と認められる。</p> <p>【必要性】 再保険先において確実かつ安定的な運用が行われることは、機構が公社から承継した簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するためには大変重要であり、かんぽ生命保険における運用状況を把握・確認することは必要である。</p> <p>【効率性】・【有効性】 再保険先であるかんぽ生命保険の毎月の運用実績及び評価について、翌月の末にはかんぽ生命から説明を受け、運用実績ならびに安全資産評価額が機構のために積み立てる額を下回るリスクの検証を行っており、その運営は効率的であり有効である。</p> <p>(3) 実物資産としては、機構は建物、土地等は保有しておらず、保有している実物資産は業務の遂行に必要な最小限の数量であり、減損等も認識されていない。機構が賃貸借契約している本部事務所について、その規模と賃料は適切・適正である。金融資産については、機構法等に基づき適切に運用されており、資産規模は基本的に減少している。特許権等の知的財産は保有していない。以上から、保有資産の見直しについては、「目標は十分達成」と認められる。</p> <p>【必要性】 機構が保有する資産について、その必要性や規模の適切性等の観点からの見直しは、不要資産の保有の有無を検証する意味で必要である。</p> <p>【効率性】・【有効性】 保有する実物資産は必要最小限であり、見直しも容易である。金融資産については、機構が負債として負う郵便貯金及び簡易生命保険の支払備金等に相当するもの以外について、定期的に見直すとともに余資を国債により運用している。このように、保有資産の見直しは効率的かつ有効である。</p> <p>(4) 保有資産の運用・管理について、保有する実物資産及び賃貸借している本部事務所については、有効に活用されており、また、適切かつ効率的に管理されている。金融資産については、定められた運用方針どおりに運用されており、また、機構法等に基づき事業目的を達成するために適切に運用・管理されているとともに、適正な人員配置と内部統制も図られている。特許権等の知的財産は保有していない。以上から、保有資産の運用・管理については、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>【必要性】 保有資産の適切な運用・管理については、資産の確実かつ安定的な運用を実現するために必要である。</p> <p>【効率性】・【有効性】 特に金融資産の運用・管理については、定められた運用方針に従い、適正な人員・内部統制の下で行われており、その実績はディスクロージャー誌及びホームページに開示されている。また実物資産は必要な最小限である。以上から、保有資産の運用・管理は効率的かつ有効である。</p>

2 提供するサービスの質の確保		
<p>(1) 委託先の監督 (2) 再委託先の監督 (3) 監督に当たり留意する事項</p> <p><貯金管理業務></p>	AA	<p>委託先の監督についてみると、監督方針が平成22年3月に、実地監査計画が4月に定められ、これらに基づき各重点確認項目の確認、指導、実地監査が行われた。現金過不足事故は、前年度比40%以上減少した。また、内部管理体制充実強化関連では、22年度から、機構において四半期ごとに重大事故に関する傾向分析が行われ、高額払戻者への案内送付等の犯罪防止取組が開始された結果、委託先の犯罪発覚件数はゼロとなった。苦情対応については、本年度から四半期ごとに機構としての分析を行い、ホームページ上で概要の公表を始めた。顧客情報関連の事案は、一斉点検の実施のため、件数は前年度(194件)よりも増加(282件)したため、今後一層の改善が望まれる。他の重点確認項目は前年度と同様に実施されている。以上のことから、機構は委託先に対して十分な監督を行っており、一部では大きな改善があったと評価できる。</p> <p>次に、再委託先の監督についてみると、委託先と同じ重点確認項目が定められ、実地監査が行われた。22年度は、局長を対象にした一か月の研修が実施され、預り証の様式統一、点検項目の合理化などが行われた結果、犯罪発覚件数は前年度よりも減少し、また現金過不足事故数は減少傾向にあることは評価できる。</p> <p>最後に、監督に当たり留意する事項についてみると、まず、取り扱い事業所の数や時間については、委託先・再委託先と同等であることが確認されている。次に標準処理期間であるが、一部の貯金事務センターで処理割合が9割を下回る月が2回発生したものの、それに対する機構の指導が行われたため、通年では9割を達成した(震災被害を受けた仙台貯金センターは未確認)。</p> <p>これら監督業務については、機構が保有する郵便貯金の支払い業務を民間企業に委託または再委託することとなっている現制度に鑑み必要性は明白であり、さらに、事故件数の減少、少人数での運営という点で、有効性および効率性は非常に高いものと評価できる。</p>
<p><簡易生命保険管理業務></p>	A	<p>保険契約者に対して提供するサービスの質の確保は不可欠であり、「公社が行っていた簡易生命保険業務」並びに「現在委託先が行う生命保険業務」の質を評価基準として委託先・再委託先に対する業務の監督が行われている。小規模の本組織が平成22年度末現在で4000万件を超える契約者へのサービス状況の確認を行うため、委託先・再委託先への監督体制を構築し、効率的にサービスの質の維持・向上が図られている。また、実地監査により委託先・再委託先のサービスの質と適正性の確認、機構自らの監督体制の妥当性の確認が行われている。あらかじめ定めた重点確認項目の報告徴求、確認、指導を行うとともに、機構自らも苦情の分析を行い、早期の問題状況の把握、対応に努めている。重大な問題が発生した場合には、発生原因、再発防止策の確認・指導、問題への対応状況の報告徴求を行っている。具体的事案のうち、現金過不足件数については、キャッシュレス化を積極的に推進するなどの取組により年々大幅に減少している。しかし、委託先・再委託先役職員による犯罪件数は一昨年、昨年に比べ微増、顧客情報漏洩等件数は昨年に比べると減少しているが、一昨年の件数に比べると多く、一層の改善指導が必要である。保険金等の支払い業務については、再委託先の支払い管理体制、支払い点検の取組状況の報告を受け、適正な支払い状況を確認するとともに、速やかな対応が実施されるよう標準業務処理期間を定め、その確認を行っている。目標に定めた「標準処理期間内9割以上の処理」が達成されている。提供サービスに対する利用者調査の結果では、9割以上が民営化前と比べ向上あるいは維持と回答している。以上より、中期計画目標項目「提供するサービスの質の確保」について、「目標を十分達成」したと評価した。</p>

<p>3 業務の実施状況の継続的な分析</p>	<p>A</p>	<p>委託先や機構が受けた意見を分析し、委託先に改善を求め、また、具体的な改善提案が行われている。アンケート調査も継続して行われ、利用者の意見が積極的に収集され、業務の質の維持・向上のための取組も行われている。アンケート調査の結果に基づき、再委託先の問い合わせに対する対応の改善を求めるなど、アンケート調査のフィードバックに努めている。また、委託先から具体的な改善点の回答を得ており、調査結果の管理業務への反映も見られる。</p> <p>このような意見の収集活動は、業務の改善、苦情対応のために、必要性は高く、また必ず興味深い結果が得られるという点で、有効性も高い。インターネット調査の利用はコストパフォーマンスの観点から他のより高価な調査方法に比べ効率性が高いと評価できる。</p>
<p>4 照会等に対する迅速かつ的確な対応</p>	<p>A</p>	<p>1 機構が受け付ける郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等へ迅速・的確に対応すべく、平成22年度に受け付けた苦情・申告の内容及び増減、並びに金融ADR制度の実施、制度改正に関する事例等の新規施策を踏まえ、お客様対応事例集を更新・拡充したことは有効であると考えられる。</p> <p>2 郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務において、苦情・申告の内容及び増減傾向の分析結果を踏まえた改善策を策定し、実行していく取組みは重要である。その一環として、郵便貯金管理業務において「各種あいさつ状」の内容を改善したこと、また、簡易生命保険管理業務において新たに横浜コールセンターを設置するとともに、業務別スクリプトを作成し、応答率や解決率の向上を図ったことは、国民に対して提供するサービスの質の向上の観点からも有効な取組みであると考えられる。</p> <p>3 長期未解決苦情への対応として、機構からの指導により、委託先本社と再委託先本社が連携して再委託先店舗に助言する体制が整えられたことで、未解決苦情の件数が大幅に減少している。本取組みは効果的かつ有効な取組みであると考えられる。</p> <p>以上から、「中期目標を十分達成」したものと考えられる。</p>
<p>5 情報の公表等</p>	<p>A</p>	<p>(1) ディスクロージャー誌の作成・公表については、旧会社が公表していた情報の範囲を基本とし、逐年その内容を充実してきており、機構の業務内容についての情報を公開してその透明性を高め、利用者の理解を深めることに務めてきた。ディスクロージャー誌とは別に、機構の概要を簡単に紹介したパンフレットを作成している。</p> <p>また、預入期間が経過した郵便貯金及び受取未済の簡易生命保険の保険金等の早期受取等を勧奨するとともに、機構の役割等に関する利用者の理解を深めるため、新聞広告等の広報活動に務めた。</p> <p>これらについては、「目標は十分達成」と認められる。</p> <p>【必要性】 機構の業務内容等を情報公開し利用者の理解を深めること、ならびに、受取未済の貯金・保険金の受取を勧奨することは、いずれも機構にとって重要な事項であり必要である。</p> <p>【効率性】・【有効性】 ディスクロージャー誌を機構に備え付けて公衆縦覧に供するのみならず、ホームページで広く公表していることは極めて有効である。また新聞広告等の実施については、限られた予算の中で出来る限り広い範囲の利用者に周知させようとするものであり、効率的かつ有効である。</p> <p>(2) ホームページの活用については、平成22年度においても内容の改善・充実に努め、利用者の利便性を高めた。また、アクセシビリティ確保のための検討を行うなど、「目標は十分達成」と認められる。</p> <p>【必要性】・【効率性】・【有効性】 機構の情報を提供するに当たっては、提供すべき情報の量と質を考えたとき、ホームページを積極的に活用することが必要であり、同時に効率的かつ有効である。</p>

<p>6 預金者等への周知</p>	<p>B</p>	<p>郵便貯金について、預入期間を経過した郵便貯金の預金者に周知すること、また、簡易生命保険について、支払い義務が発生した保険金等について契約者等に周知することは必要不可欠である。</p> <p>その一環として、今年度より従前の対応に加え、郵便貯金払戻証書を権利消滅の2ヶ月前にも送付する取組みは、預入・据置期間を経過した預金者への更なる周知の強化につながる取組みであると考えられる。</p> <p>また、簡易生命保険管理業務においても、満期保険金等の事前の案内書について、満期等の3ヶ月前(従前は1ヶ月前)に送付するとともに、満期保険金等の請求手続を満期等の3ヶ月前(従前は1ヶ月前)から行うことができることとしたことや、お客様から満期保険金等の請求がなかった場合の事後の支払案内書を満期等の3ヶ月後にも送付することとしたことは、保険金等の請求漏れの防止に繋がるものと考えられる。</p> <p>また、顧客への周知活動については、平成21年度に行った広報についての調査結果を踏まえ、新聞広告、ラジオ広告、周知用チラシの作製及び郵便局への配布等、複線的な対応を行っている。こうした取組みは預入期間が経過した郵便貯金及び受取未済の簡易生命保険の保険金等の早期受取等を勧奨する上でも有効であり、引き続き実施することが必要である。</p> <p>しかし、特殊要因はあるものの、平成22年度の睡眠貯金残高、権利消滅額は大幅に増加していることもあり、今後も睡眠貯金残高や権利消滅額の減少に向け、個別案内周知の充実や住所不明等の理由による通知未着の解消など、より一層効果的な対応を検討することが期待される。</p> <p>以上から、「中期目標を概ね達成」したものと考えられる。</p>
<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>A</p>	<p>高金利時代の満期時期との関係において郵便貯金における権利消滅金が多額であったが、内容についての検討は行われている。</p>
<p>1 予算、収支計画及び資金計画</p>		
<p>2 短期借入金の限度額</p>		
<p>3 重要な財産の処分等に関する計画</p>		
<p>第4 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>1 施設及び設備に関する計画</p>	<p>-</p>	
<p>2 適切な労働環境の確保</p>	<p>A</p>	<p>1 国際ボランティア貯金寄付金に係わる業務については、一元化体制を構築することによって、効率化を図っている。そして当該体制にみあった職員の配置換えを行い、適正な人数による業務を行っている。</p> <p>2 23年1月に発足した「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」は各課の業務量及び人員の配置状況を検証することによって、実情の把握を行っている。そして当該プロジェクトの結果に基づいて、派遣職員の配置の見直しを行っている。</p> <p>3 各課の超過勤務状況については、定期的かつ継続的に管理をすることによって、平準化を行っている。</p> <p>4 職員の人事評価については、適切な手続を経ることによって、成果の把握に努めている。</p> <p>5 ハラスメント対策については、職員が相談しやすい環境を整備している。また、メンタルヘルスクエアについては、専門家を招いて講習会を行うことによって、職員の健康保持の向上に努めている。</p> <p>以上のことから「目標を十分に達成」と認められる。</p> <p>【効率性】 職員の配置及び業務量の見直しを行うことによって、運営体制の効率性の向上をしている。</p> <p>【有効性】 適切な労働環境の確保に向けて、運営体制の見直しを行い、適材適所の人事配置を行っている。また、適切な手続を行うことによって、人事評価を実施している</p>

<p>3 機構が保有する個人情報の保護</p>	<p>B</p>	<p>【必要性】 個人情報の保護については、機構が保有するものをはじめ、委託先、再委託先を含め、事故防止策の採用は必要性が高い。再委託先で年間数百件も発生する個人情報漏洩事故などについては、機構自体がその原因や事故の実態を正確に把握し、今後の事故防止へ向け、委託先を通して、あるいは直接再委託先に対し、適正に対処することが求められる。個人情報強化月間、随時の指導、定期的な研修なども今後も推進させるべきである。重大な事案について、再委託先から直接聴取することにした点は一歩前進で、必要性高い取り組みである。</p> <p>【有効性】 郵便貯金・簡易生命保険の管理でもっとも重要な業務の1つが個人情報保護の取り組みである。22年度は機構における保有個人情報の漏洩等はなかったことから、機構自体の取り組みは効果があった。しかし、再委託先での顧客情報漏洩事故等が年間数百件と頻発している中では、委託先を通じた指導のあり方や、報告聴取のあり方、事故防止策の確認のあり方等について、有効性ある取り組みが実施されているか、精査してみることが必要に思われる。重要な点は機構による事故の把握と原因の究明、それに基づく実施マニュアルの見直しだが、限られた人員の中では課題も多い。新たに極めて重大な事案が発生した場合は、直接再委託先から、直接聴取することにしたとしているが、そのシステムをさらに拡大することも検討すべきであると思われる。</p> <p>【効率性】 個人情報保護策はそれを確保しようとする場合には、その過程は効率性の面と矛盾する側面もある。しかし、事故が発生していない場合でも、たゆまぬ指導や研修等を通して、個人情報が保護され、定着していくなら、長期的には信頼が醸成され、大きな効果も発揮される。人員の不足などで実施できない取り組み(再委託先への直接の関与等)で、最初は重大案件に限っていても、その努力を続けていくべきである。</p>
<p>4 災害等の不測の事態の発生への対処</p>	<p>A</p>	<p>1 機構においては、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるよう、緊急事態対応計画全体の検証・見直しを行うとともに、「緊急時連絡体制網」及び「緊急時非常参集体制」において人事異動や緊急連絡先の変更の都度、速やかに現行化している。</p> <p>2 委託先に対しては、「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」及び「事業継続計画書」並びに「コンテンジェンシー・プラン」等について報告を求めることにより、災害等の対応態勢について確認を行っている。また、再委託先に対しても委託先を通じ、災害時の対応態勢について確認を行う等、委託先、再委託先を含めたリスク管理体制の整備・強化を図っている。</p> <p>3 東日本大震災の際には、委託先・再委託先に対して、東北地方を中心とした支店、サービスセンター、郵便局の被害状況・業務の実施状況等について確認が行われており、委託先、再委託先とも十分な連携態勢が整備されていると考えられる。</p> <p>4 今後、東日本大震災の発生を踏まえ、関連する計画や規程類の見直しを実施することにより、リスク管理体制の更なる強化が図られることが期待される。</p> <p>以上から、「中期目標を十分達成」したものと考えられる。</p>

<p>5 その他</p> <p>○環境に与える影響に配慮した業務運営</p>	A	<p>【必要性】 環境影響に配慮した業務運営は、今後一層継続的に必要な取り組みである。「環境物品等の調達に関する基本方針」は環境調達の一つの目安であり、CO2の排出削減等の取り組みについても、一人ひとりの職員の意識のみならず、組織的な対応を強化する必要も高まっている。さらに、委託先・再委託先にも環境影響に配慮した業務運営を求めていくことは、東日本大震災による原発事故が収束されない中では、一層必要性が高い取り組みである。</p> <p>【有効性】 平成22年度の機構の取り組みでは、グリーン調達については1品目を除く35品目が目標を達成、CO2排出削減対策では基準値である平成19年度に比べ22%の削減と、用紙類では約31.5%の削減となった。取り組みの有効性を示したと言える。今後も目標の完全達成を目指し、委託先・再委託先にも実践を指導すべきである。平成23年度は東日本大震災による原発事故に関する取り組みが求められ、一層、職員の認識向上と、有効性ある組織対策が必要になる。特に節電については、組織内の周知徹底、その一環としてのマニュアル策定も有効性ある施策実施に必要となる。</p> <p>【効率性】 グリーン調達の推進やCO2削減対策では、業務内容の効率性が前提となる。平成22年度は効率性が発揮された結果、一定の成果が得られたものと思われる。こまめのチェックをさらに徹底させることが求められる。ただ、CO2削減は主に電気料金で換算されたものが含まれているものと思われるが、それは「超過勤務時間削減」の結果であるとも推測される。今後も日常的な職員の環境行動への認識向上を図ってほしい。</p>
<p>○内部統制に係る取組</p> <p>○業務改善のための役職員のイニシアティブ</p>	A	<p>法人のミッションを踏まえ、理事長のリーダーシップが発揮できるよう各種社内会議等で経営方針及び指示の徹底を図っている。法令遵守等のモニタリングも日常的に実施されている。</p>

平成22事業年度
財 務 諸 表

第4期

自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

目 次

【法人単位】	2
貸借対照表	3
損益計算書	4
キャッシュ・フロー計算書	5
行政サービス実施コスト計算書	6
注記事項	7
附属明細書	11
【郵便貯金勘定】	21
貸借対照表	22
損益計算書	23
キャッシュ・フロー計算書	24
利益の処分に関する書類	25
行政サービス実施コスト計算書	26
注記事項	27
附属明細書	30
【簡易生命保険勘定】	33
貸借対照表	34
損益計算書	35
キャッシュ・フロー計算書	36
利益の処分に関する書類	37
行政サービス実施コスト計算書	38
注記事項	39
附属明細書	43

【 法 人 单 位 】

貸借対照表

平成23年3月31日

(法人単位)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	45,095,717,628,340	郵便貯金	45,095,189,347,568
預金	45,095,717,628,340	通常郵便貯金	6,016,430,107,969
預託金	121,910,209,124	定額郵便貯金	38,979,887,359,713
有価証券	35,033,558,493	定期郵便貯金	94,523,406,455
国債	35,033,558,493	住宅積立郵便貯金	18,463,000
貸付金	16,755,893,884,542	教育積立郵便貯金	4,330,010,431
預金者貸付	80,655,142,473	保険契約準備金	85,010,353,105
保険契約者貸付	1,183,102,765,452	支払備金	85,010,353,105
公庫公団等貸付	24,964,000,000	借入金	16,755,893,884,542
地方公共団体貸付	15,467,171,976,617	長期借入金	16,755,893,884,542
その他資産	462,001,905,449	その他負債	461,023,136,116
前払費用	6,193,721	未払費用	413,276,531,993
未収収益	413,277,890,645	その他の負債	47,746,604,123
その他の資産	48,717,821,083	賞与引当金	25,052,417
有形固定資産	22,590,145	役員賞与引当金	4,242,005
建物	10,432,500	退職給付引当金	10,741,500
減価償却累計額	△ 2,431,677	時効保険金等払戻引当金	5,727,676,099
その他の有形固定資産	37,030,644	負債の部合計	62,402,884,433,352
減価償却累計額	△ 22,441,322	(純資産の部)	
無形固定資産	21,578,900	設立時資産・負債差額	7,000,000,000
ソフトウェア	21,578,900	利益剰余金	60,716,921,641
		積立金	33,688,267,360
		当期末処分利益	27,028,654,281
		(うち当期総利益)	27,028,654,281
		利益剰余金合計	60,716,921,641
		純資産の部合計	67,716,921,641
資産の部合計	62,470,601,354,993	負債及び純資産の部合計	62,470,601,354,993

損益計算書

平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで

(法人単位)

(単位：円)

科目	金額
経常収益	16,606,165,266,397
保険料等収入	16,007,886,627,693
保険料	3,953,613,230,876
再保険収入	12,054,273,396,817
資産運用収益	527,762,731,610
預金利息	102,514,402,158
有価証券利息	84,226,280
貸付金利息	425,164,103,172
役務取引等収益	24,263,797
その他の役務収益	24,263,797
その他経常収益	70,491,643,297
支払備金戻入	45,738,387,455
時効保険金等払戻引当金戻入	1,119,327,741
その他の経常収益	23,633,928,101
経常費用	16,579,136,612,116
保険金等支払金	16,050,085,807,278
保険金	8,783,908,797,679
年金	1,610,839,528,192
特約保険金	374,355,103,303
解約還付金	1,134,419,045,595
その他支払金	191,451,479,216
再保険料	3,955,111,853,293
資金調達費用	527,678,505,330
郵便貯金利子	102,514,402,158
借入金利息	425,164,103,172
役務取引等費用	24,263,797
その他の役務費用	24,263,797
事業費	882,829,655
人件費	264,761,942
物件費	593,725,481
減価償却費	14,200,103
租税公課	10,142,129
一般管理費	259,739,519
人件費	192,749,342
物件費	56,955,912
減価償却費	6,703,694
租税公課	3,330,571
その他経常費用	205,466,537
経常利益	27,028,654,281
当期純利益	27,028,654,281
当期総利益	27,028,654,281

キャッシュ・フロー計算書

平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで

(法人単位)

(単位：円)

科目	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 478,296,882
その他の業務支出	△ 1,233,598,718
保険料等収入	587,996,825
その他の業務収入	23,023,697,884
小計	21,899,799,109
利息の受取額	282,107,009
消費税等の納付による支出	△ 12,985,800
業務活動によるキャッシュ・フロー	22,168,920,318
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 26,824,950,610
有価証券の償還による収入	4,650,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 496,650
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,175,447,260
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
IV 資金減少額	△ 6,526,942
V 資金期首残高	534,807,714
VI 資金期末残高	528,280,772

行政サービス実施コスト計算書

平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで

(法人単位)

(単位：円)

科目	金額	
I 業務費用科目		
(1) 損益計算書上の費用		
保険金等支払金	16,050,085,807,278	
資金調達費用	527,678,505,330	
役務取引等費用	24,263,797	
事業費	882,829,655	
一般管理費	259,739,519	
その他経常費用	205,466,537	16,579,136,612,116
(2) (控除) 自己収入等		
保険料等収入	△ 16,007,886,627,693	
資産運用収益	△ 527,762,731,610	
役務取引等収益	△ 24,263,797	
その他経常収益	△ 70,491,643,297	△ 16,606,165,266,397
業務費用合計		△ 27,028,654,281
II 引当外退職給付増加見積額		7,152,136
III 機会費用		
政府出資等の機会費用		87,850,000
IV 行政サービス実施コスト		△ 26,933,652,145

注 記 事 項

I. 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

その他の有形固定資産 5～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

2. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、期末における要支給額の全額を計上しております。

なお、出向職員に係る退職給付については、出向元において退職金が支給されるため計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、国からの出向役職員に係る自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金及び役員賞与引当金

役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 時効保険金等払戻引当金

時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成23年3月末利回りを参考に1.255%で計算しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

7. 支払備金の計上根拠及び計上基準

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第24条の規定に基づき、支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支出していない金額を計上しております。

ただし、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第2項の規定に基づき、再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金は、積み立てておりません。

II. 貸借対照表関係

1. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

旧日本郵政公社から承継した貸付金、郵便貯金については、法令等に基づく契約により、当該金融商品に係る業務委託先である株式会社ゆうちょ銀行又は株式会社かんぽ生命保険との間で同額・同一取引条件の借入金又は特別貯金が計上されていることから、当法人はこれらの金融商品に係る金利変動等のリスクを実質的には負っておりません。

また、自己資金に係る資産運用については短期的な預金並びに安全性の高い国債、地方債及び政府保証債に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	45,095,717,628,340	45,281,707,296,815	185,989,668,475
② 有価証券			
満期保有目的の債券	35,033,558,493	35,103,381,000	69,822,507
③ 貸付金	16,755,893,884,542	17,737,496,577,842	981,602,693,300
④ 郵便貯金	(45,095,189,347,568)	(45,281,179,016,043)	(185,989,668,475)
⑤ 長期借入金	(16,755,893,884,542)	(17,737,496,577,842)	(981,602,693,300)

(注) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金

現金及び預金のうち、特別貯金は株式会社ゆうちょ銀行への預金であり、対応する郵便貯金と同一取引条件であることから、郵便貯金の時価と同額としております。

また、特別貯金以外の現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値によっております。

③ 貸付金

貸付金のうち、預金者貸付及び保険契約者貸付については、当該貸付けを担保となる郵便貯金の元利金の一定割合又は解約還付金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

また、貸付金のうち、公庫公団等貸付及び地方公共団体貸付については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

④ 郵便貯金

通常郵便貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

定額郵便貯金、定期郵便貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を割り引いて現在価値を算定しております。なお、定額郵便貯金については過去の実績から算定された期限前解約率を将来のキャッシュ・フロー発生見込額に反映しております。割引率は、同様な商品を提供している株式会社ゆうちょ銀行が新規に貯金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

⑤ 長期借入金

株式会社ゆうちょ銀行又は株式会社かんぽ生命保険からの借入れであり、対応する貸付金と同一取引条件であることから、貸付金の時価と同額としております。

(注 2) 預託金（貸借対照表計上額 121,910 百万円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価開示の対象とはしておりません。

2. 再保険契約に係る注記事項

- (1) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号）第 26 条第 7 項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額：

80,568,999,415,541 円

- (2) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号）第 28 条第 2 項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払準備金の額：

976,648,469,916 円

なお、この支払準備金の額については、保険業法施行規則第 73 条第 1 項 2 号に係る平成 23 年金融庁告示第 49 号の規定に基づく、東日本大震災による災害に係る保険金の支払のための金額が含まれております。

- (3) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号）第 29 条第 3 項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額：

2,612,990,861,063 円

なお、再保険契約に基づき、再保険先が再保険配当について積み立てている契約者配当準備金のうち、上記準備金相当額への未割当額は 2,038,394,907 円です。

III. 損益計算書関係

再保険契約に係る注記事項

1. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の戻入額：

7,450,052,818,999円

2. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の戻入額：

166,438,393,232円

3. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額：

311,557,178,274円

IV. キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	45,095,717,628,340円
(特別貯金)	△45,095,189,347,568円
資金期末残高	<u>528,280,772円</u>

2. 委託会社との主な相殺取引に係る説明事項

預金者との郵便貯金の預入、払戻し及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）の規定に基づく貯金に関する契約並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社ゆうちょ銀行との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

また、契約者等との保険料収入、保険金支払及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第16条に規定する再保険契約及び同法の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社かんぽ生命保険との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

このため、上記の取引については、キャッシュ・フローは生じません。

V. 行政サービス実施コスト計算書

引当外退職給付増加見積額は、国からの出向役職員に係るものであります。

VI. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

1. 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期 増加額	当期 減少額	期末残高	減価償却累計額		差引当期末 残高	摘要	
						当期償却額			
有形固定資産	建物	10,432,500	0	0	10,432,500	2,431,677	698,977	8,000,823	
	その他の 有形固定 資産	36,533,994	496,650	0	37,030,644	22,441,322	6,492,636	14,589,322	
	計	46,966,494	496,650	0	47,463,144	24,872,999	7,191,613	22,590,145	
無形固定資産	ソフトウ ェア	68,560,919	0	0	68,560,919	46,982,019	13,712,184	21,578,900	
	計	68,560,919	0	0	68,560,919	46,982,019	13,712,184	21,578,900	

(注) その他の有形固定資産の内訳は、工具・器具及び備品であります。

2. 有価証券の明細

(単位：円)

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表 計上額	当期費用に 含まれた 評価差額	摘要
	利付国債(2年)第280回	40,002,400	40,000,000	40,000,140	—	
	利付国債(2年)第283回	40,023,200	40,000,000	40,003,666	—	
	利付国債(2年)第286回	40,020,000	40,000,000	40,004,776	—	
	利付国債(2年)第289回	40,034,800	40,000,000	40,010,630	—	
	利付国債(2年)第290回	1,951,345,500	1,950,000,000	1,950,884,367	—	
	利付国債(5年)第63回	9,597,652,100	9,500,000,000	9,542,283,506	—	
	利付国債(10年)第237回	17,724,221,900	17,340,000,000	17,562,540,703	—	
	利付国債(10年)第238回	4,722,584,000	4,650,000,000	4,697,939,200	—	
	国庫短期証券第102回	659,950,500	660,000,000	659,995,111	—	
	国庫短期証券第108回	39,948,400	40,000,000	39,988,903	—	
	国庫短期証券第130回	39,952,400	40,000,000	39,979,006	—	
	国庫短期証券第141回	299,984,400	300,000,000	299,999,037	—	
	国庫短期証券第151回	39,951,200	40,000,000	39,972,531	—	
	国庫短期証券第172回	39,932,800	40,000,000	39,956,917	—	
	計	35,275,603,600	34,720,000,000	35,033,558,493	—	
貸借対照表 計上額合計				35,033,558,493		

3. 貸付金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額	償却額		
その他の貸付金						
預金者貸付	121,342,041,969	415,838,461,292	456,525,360,788	0	80,655,142,473	
保険契約者貸付	1,330,160,774,739	2,217,452,173,190	2,364,510,182,477	0	1,183,102,765,452	
公庫公団等貸付	407,525,000,000	0	382,561,000,000	0	24,964,000,000	
地方公共団体貸付	17,063,681,428,275	0	1,596,509,451,658	0	15,467,171,976,617	
計	18,922,709,244,983	2,633,290,634,482	4,800,105,994,923	0	16,755,893,884,542	

(注) 回収額は、任意返済、期日返済及び繰上返済によるものであります。

4. 長期借入金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	摘要
ゆうちょ銀行	3,016,813,193,325	415,838,461,292	753,097,604,257	2,679,554,050,360	(注2)
かんぽ生命保険	15,905,896,051,658	2,217,452,173,190	4,047,008,390,666	14,076,339,834,182	(注3)
計	18,922,709,244,983	2,633,290,634,482	4,800,105,994,923	16,755,893,884,542	

(注1) 当該借入金は貸付金に対応するものであり、借入年月日、借入金額、借入期間、利率、利息の計算方法並びに補償金、違約金及び延滞利息の算定方法並びに借入金、利息、補償金、違約金及び遅延利息の返済方法が貸付金と同一の条件になっているものであります。

(注2) 期中の借入平均利回りは1.24% (単位未満四捨五入)、最長の返済期限は平成46年9月30日となっております。

(注3) 期中の借入平均利回りは2.52% (単位未満四捨五入)、最長の返済期限は平成50年3月31日となっております。

5. 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	24,956,251	25,052,417	24,956,251	0	25,052,417	
役員賞与引当金	4,184,991	4,242,005	4,184,991	0	4,242,005	
時効保険金等払戻引当金	6,847,003,840	1,671,529,246	2,790,856,987	0	5,727,676,099	
計	6,876,145,082	1,700,823,668	2,819,998,229	0	5,756,970,521	

6. 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額	7,639,700	3,101,800	0	10,741,500	
退職一時金に係る債務	7,639,700	3,101,800	0	10,741,500	
退職給付引当金	7,639,700	3,101,800	0	10,741,500	

7. 設立時資産・負債差額及び資本剰余金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
設立時資産・					
政府出資金	7,000,000,000	0	0	7,000,000,000	
負債差額					
計	7,000,000,000	0	0	7,000,000,000	

8. 積立金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第 44 条第 1 項積立金	36,035,891,517	2,998,724,414	5,346,348,571	33,688,267,360	(注)

(注) 前事業年度の利益処分及び損失処理により増加・減少したものであります。

9. 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	(1,793)	(1)	(-)	(-)
	50,080	3	-	-
職 員	(-)	(-)	(-)	(-)
	326,059	40	-	-
合 計	(1,793)	(1)	(-)	(-)
	376,140	43	-	-

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程」に基づき支給しております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程」に基づき支給しております。

(注3) 役職員における () は非常勤役職員であり、外数で記載しております。

(注4) 千円未満の端数は切り捨てて記載しております。

(注5) 役職員に対する給与の支給人員数は、年間平均支給人数で記載しております。

10. 上記以外の主な資産及び負債の明細

(1) 資産の部

① 現金及び預金

(単位：円)

種 別	期末残高	摘要
預 金		
特別貯金	45,095,189,347,568	(注)
普通預金	5,792,073	
振替貯金口座	522,488,699	
計	45,095,717,628,340	

(注) 特別貯金は、旧日本郵政公社から承継した郵便貯金に係る債権であり、株式会社ゆうちょ銀行への預金としているものであります。当該貯金は、預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法が郵便貯金と同一の条件になっているものであります。

② 預託金

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
預 託 金	164,678,736,147	0	42,768,527,023	121,910,209,124	かんぽ生命保険
計	164,678,736,147	0	42,768,527,023	121,910,209,124	

(注) 株式会社かんぽ生命保険との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、支払備金等に相当する金額を預託しているものであります。

(2) 負債の部

① 通常郵便貯金、定額郵便貯金及び定期郵便貯金

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通常郵便貯金	5,127,688,587,550	888,741,520,419	0	6,016,430,107,969	
定額郵便貯金	55,643,488,691,333	0	16,663,601,331,620	38,979,887,359,713	
定期郵便貯金	627,931,897,458	0	533,408,491,003	94,523,406,455	
計	61,399,109,176,341	888,741,520,419	17,197,009,822,623	45,090,840,874,137	

(注) 増加額及び減少額を純額により「当期増加額」又は「当期減少額」に記載しております。

② 支払備金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
支払備金	130,748,740,560	0	45,738,387,455	85,010,353,105	
計	130,748,740,560	0	45,738,387,455	85,010,353,105	

(注) 計上根拠となった法令及び計上基準につきましては、注記事項の「I 重要な会計方針」に記載しております。

11. 区分経理に関する書類

(1) 各勘定の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類

<各勘定の経理の対象>

郵便貯金勘定

郵便貯金勘定は、以下に掲げる業務を経理の対象としております。

ア 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。）の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第6条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定に基づく郵便貯金の業務

イ 株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第39条第1項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務

ウ 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、整備法附則第100条第1項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務

エ 整備法附則第20条から第22条までの規定及び整備法附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成2年法律第72号）の規定による寄附金の処理に関する業務

オ 整備法附則第6条第2項の規定による旧日本郵政公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務

カ 上記ア、イ、ウ、エの業務に附帯する業務

簡易生命保険勘定

簡易生命保険勘定は、以下に掲げる業務を経理の対象としております。

- ア 整備法附則第 16 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和 24 年法律第 68 号。以下「旧簡易生命保険法」という。）の規定、整備法附則第 17 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第 18 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定に基づく簡易生命保険の業務
- イ 整備法附則第 18 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による旧簡易生命保険法第 88 条の規定による地方公共団体に対する貸付けに係る業務及び整備法附則第 18 条第 2 項の規定による旧日本郵政公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務
- ウ 整備法附則第 47 条の規定による旧日本郵政公社から承継した郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 98 号）第 5 条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第 3 条第 1 項第 5 号及び同条同項第 10 号に掲げる貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務
- エ 上記アの業務に附帯する業務

<勘定相互間の関係>

郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定は、各々固有の業務を行っているため、勘定相互間の取引はありません。

(2) 法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類

① 貸借対照表

(単位：円)

科目	郵便貯金勘定	簡易生命保険勘定	調整	法人単位
(資産の部)				
現金及び預金	45,095,508,909,989	208,718,351		45,095,717,628,340
預金	45,095,508,909,989	208,718,351		45,095,717,628,340
預託金	0	121,910,209,124		121,910,209,124
有価証券	34,713,641,924	319,916,569		35,033,558,493
国債	34,713,641,924	319,916,569		35,033,558,493
貸付金	2,679,554,050,360	14,076,339,834,182		16,755,893,884,542
預金者貸付	80,655,142,473	0		80,655,142,473
保険契約者貸付	0	1,183,102,765,452		1,183,102,765,452
公庫公団等貸付	0	24,964,000,000		24,964,000,000
地方公共団体貸付	2,598,898,907,887	12,868,273,068,730		15,467,171,976,617
その他資産	439,400,483,386	22,601,422,063		462,001,905,449
前払費用	2,982,274	3,211,447		6,193,721
未収収益	391,862,285,086	21,415,605,559		413,277,890,645
その他の資産	47,535,216,026	1,182,605,057		48,717,821,083
有形固定資産	11,136,074	11,454,071		22,590,145
建物	5,216,250	5,216,250		10,432,500
減価償却累計額	△ 1,215,838	△ 1,215,839		△ 2,431,677
その他の有形固定資産	18,061,508	18,969,136		37,030,644
減価償却累計額	△ 10,925,846	△ 11,515,476		△ 22,441,322
無形固定資産	12,121,638	9,457,262		21,578,900
ソフトウェア	12,121,638	9,457,262		21,578,900
資産の部合計	48,249,200,343,371	14,221,401,011,622		62,470,601,354,993

科目	郵便貯金勘定	簡易生命保険勘定	調整	法人単位
(負債の部)				
郵便貯金	45,095,189,347,568	0		45,095,189,347,568
通常郵便貯金	6,016,430,107,969	0		6,016,430,107,969
定額郵便貯金	38,979,887,359,713	0		38,979,887,359,713
定期郵便貯金	94,523,406,455	0		94,523,406,455
住宅積立郵便貯金	18,463,000	0		18,463,000
教育積立郵便貯金	4,330,010,431	0		4,330,010,431
保険契約準備金	0	85,010,353,105		85,010,353,105
支払備金	0	85,010,353,105		85,010,353,105
借入金	2,679,554,050,360	14,076,339,834,182		16,755,893,884,542
長期借入金	2,679,554,050,360	14,076,339,834,182		16,755,893,884,542
その他負債	438,615,213,296	22,407,922,820		461,023,136,116
未払費用	391,851,175,170	21,425,356,823		413,276,531,993
その他の負債	46,764,038,126	982,565,997		47,746,604,123
賞与引当金	12,543,566	12,508,851		25,052,417
役員賞与引当金	2,042,525	2,199,480		4,242,005
退職給付引当金	5,236,918	5,504,582		10,741,500
時効保険金等払戻引当金	0	5,727,676,099		5,727,676,099
負債の部合計	48,213,378,434,233	14,189,505,999,119		62,402,884,433,352
(純資産の部)				
設立時資産・負債差額	6,300,000,000	700,000,000		7,000,000,000
利益剰余金	29,521,909,138	31,195,012,503		60,716,921,641
積立金	6,590,361,545	27,097,905,815		33,688,267,360
当期末処分利益	22,931,547,593	4,097,106,688		27,028,654,281
(うち当期総利益)	22,931,547,593	4,097,106,688		27,028,654,281
利益剰余金合計	29,521,909,138	31,195,012,503		60,716,921,641
純資産の部合計	35,821,909,138	31,895,012,503		67,716,921,641
負債及び純資産の部合計	48,249,200,343,371	14,221,401,011,622		62,470,601,354,993

② 損益計算書

(単位：円)

科目	郵便貯金勘定	簡易生命保険勘定	調整	法人単位
経常収益	162,140,779,559	16,444,024,486,838		16,606,165,266,397
保険料等収入	0	16,007,886,627,693		16,007,886,627,693
保険料	0	3,953,613,230,876		3,953,613,230,876
再保険収入	0	12,054,273,396,817		12,054,273,396,817
資産運用収益	138,675,073,465	389,087,658,145		527,762,731,610
預金利息	102,514,402,158	0		102,514,402,158
有価証券利息	83,214,961	1,011,319		84,226,280
貸付金利息	36,077,456,346	389,086,646,826		425,164,103,172
役務取引等収益	24,263,797	0		24,263,797
その他の役務収益	24,263,797	0		24,263,797
その他経常収益	23,441,442,297	47,050,201,000		70,491,643,297
支払備金戻入	0	45,738,387,455		45,738,387,455
時効保険金等払戻引当金戻入	0	1,119,327,741		1,119,327,741
その他の経常収益	23,441,442,297	192,485,804		23,633,928,101
経常費用	139,209,231,966	16,439,927,380,150		16,579,136,612,116
保険金等支払金	0	16,050,085,807,278		16,050,085,807,278
保険金	0	8,783,908,797,679		8,783,908,797,679
年金	0	1,610,839,528,192		1,610,839,528,192
特約保険金	0	374,355,103,303		374,355,103,303
解約還付金	0	1,134,419,045,595		1,134,419,045,595
その他支払金	0	191,451,479,216		191,451,479,216
再保険料	0	3,955,111,853,293		3,955,111,853,293
資金調達費用	138,591,858,504	389,086,646,826		527,678,505,330
郵便貯金利子	102,514,402,158	0		102,514,402,158
借入金利息	36,077,456,346	389,086,646,826		425,164,103,172
役務取引等費用	24,263,797	0		24,263,797
その他の役務費用	24,263,797	0		24,263,797
事業費	461,471,359	421,358,296		882,829,655
人件費	132,373,317	132,388,625		264,761,942
物件費	321,486,349	272,239,132		593,725,481
減価償却費	7,562,273	6,637,830		14,200,103
租税公課	49,420	10,092,709		10,142,129
一般管理費	123,617,017	136,122,502		259,739,519
人件費	92,809,497	99,939,845		192,749,342
物件費	27,425,530	29,530,382		56,955,912
減価償却費	3,351,796	3,351,898		6,703,694
租税公課	30,194	3,300,377		3,330,571
その他経常費用	8,021,289	197,445,248		205,466,537
経常利益	22,931,547,593	4,097,106,688		27,028,654,281
当期純利益	22,931,547,593	4,097,106,688		27,028,654,281
当期総利益	22,931,547,593	4,097,106,688		27,028,654,281

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：円)

科目	郵便貯金勘定	簡易生命保険勘定	調整	法人単位
I 業務活動によるキャッシュ・フロー				
人件費支出	△ 235,678,013	△ 242,618,869		△ 478,296,882
その他の業務支出	△ 912,025,689	△ 321,573,029		△ 1,233,598,718
保険料等収入	0	587,996,825		587,996,825
その他の業務収入	23,023,318,110	379,774		23,023,697,884
小計	21,875,614,408	24,184,701		21,899,799,109
利息の受取額	280,927,009	1,180,000		282,107,009
消費税等の納付による支出	0	△ 12,985,800		△ 12,985,800
業務活動によるキャッシュ・フロー	22,156,541,417	12,378,901		22,168,920,318
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出	△ 26,665,165,810	△ 159,784,800		△ 26,824,950,610
有価証券の償還による収入	4,490,000,000	160,000,000		4,650,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 239,136	△ 257,514		△ 496,650
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,175,404,946	△ 42,314		△ 22,175,447,260
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—		—
IV 資金増加又は減少額	△ 18,863,529	12,336,587		△ 6,526,942
V 資金期首残高	338,425,950	196,381,764		534,807,714
VI 資金期末残高	319,562,421	208,718,351		528,280,772

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：円)

科目	郵便貯金勘定	簡易生命保険勘定	調整	法人単位
I 業務費用				
(1) 損益計算書上の費用	139,209,231,966	16,439,927,380,150		16,579,136,612,116
保険金等支払金	0	16,050,085,807,278		16,050,085,807,278
資金調達費用	138,591,858,504	389,086,646,826		527,678,505,330
役務取引等費用	24,263,797	0		24,263,797
事業費	461,471,359	421,358,296		882,829,655
一般管理費	123,617,017	136,122,502		259,739,519
その他経常費用	8,021,289	197,445,248		205,466,537
(2) (控除) 自己収入等	△ 162,140,779,559	△ 16,444,024,486,838		△ 16,606,165,266,397
保険料等収入	0	△ 16,007,886,627,693		△ 16,007,886,627,693
資産運用収益	△ 138,675,073,465	△ 389,087,658,145		△ 527,762,731,610
役務取引等収益	△ 24,263,797	0		△ 24,263,797
その他経常収益	△ 23,441,442,297	△ 47,050,201,000		△ 70,491,643,297
業務費用合計	△ 22,931,547,593	△ 4,097,106,688		△ 27,028,654,281
II 引当外退職給付増加見積額	3,489,003	3,663,133		7,152,136
III 機会費用				
政府出資等の機会費用	79,065,000	8,785,000		87,850,000
IV 行政サービス実施コスト	△ 22,848,993,590	△ 4,084,658,555		△ 26,933,652,145

⑤ 利益の処分に関する書類 (案)

(単位:円)

	郵便貯金勘定	簡易生命保険勘定	合計
I 当期末処分利益	22,931,547,593	4,097,106,688	27,028,654,281
当期総利益	22,931,547,593	4,097,106,688	27,028,654,281
II 利益処分額	22,931,547,593	4,097,106,688	27,028,654,281
積立金	22,931,547,593	4,097,106,688	27,028,654,281

【 郵 便 貯 金 勘 定 】

貸借対照表

平成23年3月31日

(郵便貯金勘定)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	45,095,508,909,989	郵便貯金	45,095,189,347,568
預金	45,095,508,909,989	通常郵便貯金	6,016,430,107,969
有価証券	34,713,641,924	定額郵便貯金	38,979,887,359,713
国債	34,713,641,924	定期郵便貯金	94,523,406,455
貸付金	2,679,554,050,360	住宅積立郵便貯金	18,463,000
預金者貸付	80,655,142,473	教育積立郵便貯金	4,330,010,431
地方公共団体貸付	2,598,898,907,887	借入金	2,679,554,050,360
その他資産	439,400,483,386	長期借入金	2,679,554,050,360
前払費用	2,982,274	その他負債	438,615,213,296
未収収益	391,862,285,086	未払費用	391,851,175,170
その他の資産	47,535,216,026	その他の負債	46,764,038,126
有形固定資産	11,136,074	賞与引当金	12,543,566
建物	5,216,250	役員賞与引当金	2,042,525
減価償却累計額	△1,215,838	退職給付引当金	5,236,918
その他の有形固定資産	18,061,508	負債の部合計	48,213,378,434,233
減価償却累計額	△10,925,846	(純資産の部)	
無形固定資産	12,121,638	設立時資産・負債差額	6,300,000,000
ソフトウェア	12,121,638	利益剰余金	29,521,909,138
		積立金	6,590,361,545
		当期末処分利益	22,931,547,593
		(うち当期総利益)	22,931,547,593
		利益剰余金合計	29,521,909,138
		純資産の部合計	35,821,909,138
資産の部合計	48,249,200,343,371	負債及び純資産の部合計	48,249,200,343,371

損 益 計 算 書

平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで

(郵便貯金勘定)

(単位：円)

科目	金額
経常収益	162,140,779,559
資産運用収益	138,675,073,465
預金利息	102,514,402,158
有価証券利息	83,214,961
貸付金利息	36,077,456,346
役務取引等収益	24,263,797
その他の役務収益	24,263,797
その他経常収益	23,441,442,297
その他の経常収益	23,441,442,297
経常費用	139,209,231,966
資金調達費用	138,591,858,504
郵便貯金利子	102,514,402,158
借入金利息	36,077,456,346
役務取引等費用	24,263,797
その他の役務費用	24,263,797
事業費	461,471,359
人件費	132,373,317
物件費	321,486,349
減価償却費	7,562,273
租税公課	49,420
一般管理費	123,617,017
人件費	92,809,497
物件費	27,425,530
減価償却費	3,351,796
租税公課	30,194
その他経常費用	8,021,289
経常利益	22,931,547,593
当期純利益	22,931,547,593
当期総利益	22,931,547,593

キャッシュ・フロー計算書

平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで

(郵便貯金勘定)

(単位：円)

科目	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 235,678,013
その他の業務支出	△ 912,025,689
その他の業務収入	23,023,318,110
小計	21,875,614,408
利息の受取額	280,927,009
業務活動によるキャッシュ・フロー	22,156,541,417
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 26,665,165,810
有価証券の償還による収入	4,490,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 239,136
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,175,404,946
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
IV 資金減少額	△ 18,863,529
V 資金期首残高	338,425,950
VI 資金期末残高	319,562,421

利益の処分に関する書類（案）

（郵便貯金勘定）

（単位：円）

I 当期末処分利益		<u>22,931,547,593</u>
当期総利益	<u>22,931,547,593</u>	
II 利益処分額		<u>22,931,547,593</u>
積立金	<u>22,931,547,593</u>	

行政サービス実施コスト計算書

平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで

(郵便貯金勘定)

(単位：円)

科目	金額	
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
資金調達費用	138,591,858,504	
役務取引等費用	24,263,797	
事業費	461,471,359	
一般管理費	123,617,017	
その他経常費用	8,021,289	139,209,231,966
(2) (控除) 自己収入等		
資産運用収益	△ 138,675,073,465	
役務取引等収益	△ 24,263,797	
その他経常収益	△ 23,441,442,297	△ 162,140,779,559
業務費用合計		△ 22,931,547,593
II 引当外退職給付増加見積額		3,489,003
III 機会費用		
政府出資等の機会費用		79,065,000
IV 行政サービス実施コスト		△ 22,848,993,590

注 記 事 項

I. 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

その他の有形固定資産 5～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

2. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、期末における要支給額の全額を計上しております。

なお、出向職員に係る退職給付については、出向元において退職金が支給されるため計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、国からの出向役職員に係る自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金及び役員賞与引当金

役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成23年3月末利回りを参考に1.255%で計算しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

II. 貸借対照表関係

金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

旧日本郵政公社から承継した貸付金、郵便貯金については、法令等に基づく契約により、当該金融商品に係る業務委託先である株式会社ゆうちょ銀行との間で同額・同一取引条件の借入金及び特別貯金が計上されていることから、当法人はこれらの金融商品に係る金利変動等のリスクを実質的には負っておりません。

また、自己資金に係る資産運用については短期的な預金並びに安全性の高い国債、地方債及び政府保証債に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	45,095,508,909,989	45,281,498,578,464	185,989,668,475
② 有価証券			
満期保有目的の債券	34,713,641,924	34,783,397,000	69,755,076
③ 貸付金	2,679,554,050,360	2,738,556,945,785	59,002,895,425
④ 郵便貯金	(45,095,189,347,568)	(45,281,179,016,043)	(185,989,668,475)
⑤ 長期借入金	(2,679,554,050,360)	(2,738,556,945,785)	(59,002,895,425)

(注) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金

現金及び預金のうち、特別貯金は株式会社ゆうちょ銀行への預金であり、対応する郵便貯金と同一取引条件であることから、郵便貯金の時価と同額としております。

また、特別貯金以外の現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値によっております。

③ 貸付金

貸付金のうち、預金者貸付については、当該貸付けを担保となる郵便貯金の元利金の一定割合の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

また、貸付金のうち、地方公共団体貸付については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。

④ 郵便貯金

通常郵便貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

定額郵便貯金、定期郵便貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を割引いて現在価値を算定しております。なお、定額郵便貯金については過去の実績から算定された期限前解約率を将来のキャッシュ・フロー発生見込額に反映しております。割引率は、同様な商

品を提供している株式会社ゆうちょ銀行が新規に貯金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

⑤ 長期借入金

株式会社ゆうちょ銀行からの借入れであり、対応する貸付金と同一取引条件であることから、貸付金の時価と同額としております。

III. 損益計算書関係

該当事項はありません。

IV. キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	45,095,508,909,989 円
(特別貯金)	△45,095,189,347,568 円
資金期末残高	<u>319,562,421 円</u>

2. 委託会社との主な相殺取引に係る説明事項

預金者との郵便貯金の預入、払戻し及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号）及び郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）の規定に基づく貯金に関する契約並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号）の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社ゆうちょ銀行との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

このため、上記の取引については、キャッシュ・フローは生じません。

V. 行政サービス実施コスト計算書

引当外退職給付増加見積額は、国からの出向役職員に係るものであります。

VI. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

1. 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引当期末残高	摘要	
						当期償却額			
有形固定資産	建物	5,216,250	0	0	5,216,250	1,215,838	349,488	4,000,412	
	その他の有形固定資産	17,822,372	239,136	0	18,061,508	10,925,846	3,157,239	7,135,662	
	計	23,038,622	239,136	0	23,277,758	12,141,684	3,506,727	11,136,074	
無形固定資産	ソフトウェア	37,036,710	0	0	37,036,710	24,915,072	7,407,342	12,121,638	
	計	37,036,710	0	0	37,036,710	24,915,072	7,407,342	12,121,638	

(注) その他の有形固定資産の内訳は、工具・器具及び備品であります。

2. 有価証券の明細

(単位：円)

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
	利付国債(2年)第290回	1,951,345,500	1,950,000,000	1,950,884,367	—	
	利付国債(5年)第63回	9,597,652,100	9,500,000,000	9,542,283,506	—	
	利付国債(10年)第237回	17,724,221,900	17,340,000,000	17,562,540,703	—	
	利付国債(10年)第238回	4,722,584,000	4,650,000,000	4,697,939,200	—	
	国庫短期証券第102回	659,950,500	660,000,000	659,995,111	—	
	国庫短期証券第141回	299,984,400	300,000,000	299,999,037	—	
	計	34,955,738,400	34,400,000,000	34,713,641,924	—	
貸借対照表計上額合計				34,713,641,924		

3. 貸付金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額	償却額		
その他の貸付金						
預金者貸付	121,342,041,969	415,838,461,292	456,525,360,788	0	80,655,142,473	
地方公共団体貸付	2,895,471,151,356	0	296,572,243,469	0	2,598,898,907,887	
計	3,016,813,193,325	415,838,461,292	753,097,604,257	0	2,679,554,050,360	

(注) 回収額は、任意返済、期日返済及び繰上返済によるものであります。

4. 長期借入金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	摘要
ゆうちょ銀行	3,016,813,193,325	415,838,461,292	753,097,604,257	2,679,554,050,360	(注2)
計	3,016,813,193,325	415,838,461,292	753,097,604,257	2,679,554,050,360	

(注1) 当該借入金は貸付金に対応するものであり、借入年月日、借入金額、借入期間、利率、利息の計算方法並びに補償金、違約金及び延滞利息の算定方法並びに借入金、利息、補償金、違約金及び遅延利息の返済方法が貸付金と同一の条件になっているものであります。

(注2) 期中の借入平均利回りは1.24% (単位未満四捨五入)、最長の返済期限は平成46年9月30日となっております。

5. 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	12,386,441	12,543,566	12,386,441	0	12,543,566	
役員賞与引当金	2,015,073	2,042,525	2,015,073	0	2,042,525	
計	14,401,514	14,586,091	14,401,514	0	14,586,091	

6. 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額	3,743,403	1,493,515	0	5,236,918	
退職一時金に係る債務	3,743,403	1,493,515	0	5,236,918	
退職給付引当金	3,743,403	1,493,515	0	5,236,918	

7. 設立時資産・負債差額及び資本剰余金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要	
設立時資産・ 負債差額	政府出資金	6,300,000,000	0	0	6,300,000,000	
	計	6,300,000,000	0	0	6,300,000,000	

8. 積立金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第1項積立金	3,591,637,131	2,998,724,414	0	6,590,361,545	(注)

(注) 前事業年度の利益処分により増加したものであります。

9. 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	(863) 24,113	(-) -	(-) -	(-) -
職 員	(-) 162,247	(-) -	(-) -	(-) -
合 計	(863) 186,361	(-) -	(-) -	(-) -

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程」に基づき支給しております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程」に基づき支給しております。

(注3) 役職員における()は非常勤役職員であり、外数で記載しております。

(注4) 千円未満の端数は切り捨てて記載しております。

(注5) 人件費のうち、役員支給額、総務部職員給与等の一般管理費部分については、各勘定(郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定)における業務に直接従事している職員の人数比で按分を行っており、勘定ごとに支給人員を区分して記載することが困難なため、支給人員を記載しておりません。

10. 上記以外の主な資産及び負債の明細

(1) 資産の部

現金及び預金

(単位：円)

種 別	期末残高	摘要
預 金		
特別貯金	45,095,189,347,568	(注)
普通預金	2,440,631	
振替貯金口座	317,121,790	
計	45,095,508,909,989	

(注) 特別貯金は、旧日本郵政公社から承継した郵便貯金に係る債権であり、株式会社ゆうちょ銀行への預金としているものであります。当該貯金は、預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法が郵便貯金と同一の条件になっているものであります。

(2) 負債の部

通常郵便貯金、定額郵便貯金及び定期郵便貯金

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通常郵便貯金	5,127,688,587,550	888,741,520,419	0	6,016,430,107,969	
定額郵便貯金	55,643,488,691,333	0	16,663,601,331,620	38,979,887,359,713	
定期郵便貯金	627,931,897,458	0	533,408,491,003	94,523,406,455	
計	61,399,109,176,341	888,741,520,419	17,197,009,822,623	45,090,840,874,137	

(注) 増加額及び減少額を純額により「当期増加額」又は「当期減少額」に記載しております。

【 簡 易 生 命 保 險 勘 定 】

貸借対照表

平成23年3月31日

(簡易生命保険勘定)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	208,718,351	保険契約準備金	85,010,353,105
預金	208,718,351	支払備金	85,010,353,105
預託金	121,910,209,124	借入金	14,076,339,834,182
有価証券	319,916,569	長期借入金	14,076,339,834,182
国債	319,916,569	その他負債	22,407,922,820
貸付金	14,076,339,834,182	未払費用	21,425,356,823
保険契約者貸付	1,183,102,765,452	その他の負債	982,565,997
公庫公団等貸付	24,964,000,000	賞与引当金	12,508,851
地方公共団体貸付	12,868,273,068,730	役員賞与引当金	2,199,480
その他資産	22,601,422,063	退職給付引当金	5,504,582
前払費用	3,211,447	時効保険金等払戻引当金	5,727,676,099
未収収益	21,415,605,559	負債の部合計	14,189,505,999,119
その他の資産	1,182,605,057	(純資産の部)	
有形固定資産	11,454,071	設立時資産・負債差額	700,000,000
建物	5,216,250	利益剰余金	31,195,012,503
減価償却累計額	△1,215,839	積立金	27,097,905,815
その他の有形固定資産	18,969,136	当期未処分利益	4,097,106,688
減価償却累計額	△ 11,515,476	(うち当期総利益)	4,097,106,688
無形固定資産	9,457,262	利益剰余金合計	31,195,012,503
ソフトウェア	9,457,262	純資産の部合計	31,895,012,503
資産の部合計	14,221,401,011,622	負債及び純資産の部合計	14,221,401,011,622

損益計算書

平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで

(簡易生命保険勘定)

(単位：円)

科目	金額
経常収益	16,444,024,486,838
保険料等収入	16,007,886,627,693
保険料	3,953,613,230,876
再保険収入	12,054,273,396,817
資産運用収益	389,087,658,145
有価証券利息	1,011,319
貸付金利息	389,086,646,826
その他経常収益	47,050,201,000
支払備金戻入	45,738,387,455
時効保険金等払戻引当金戻入	1,119,327,741
その他の経常収益	192,485,804
経常費用	16,439,927,380,150
保険金等支払金	16,050,085,807,278
保険金	8,783,908,797,679
年金	1,610,839,528,192
特約保険金	374,355,103,303
解約還付金	1,134,419,045,595
その他支払金	191,451,479,216
再保険料	3,955,111,853,293
資金調達費用	389,086,646,826
借入金利息	389,086,646,826
事業費	421,358,296
人件費	132,388,625
物件費	272,239,132
減価償却費	6,637,830
租税公課	10,092,709
一般管理費	136,122,502
人件費	99,939,845
物件費	29,530,382
減価償却費	3,351,898
租税公課	3,300,377
その他経常費用	197,445,248
経常利益	4,097,106,688
当期純利益	4,097,106,688
当期総利益	4,097,106,688

キャッシュ・フロー計算書

平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで

(簡易生命保険勘定)

(単位：円)

科目	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 242,618,869
その他の業務支出	△ 321,573,029
保険料等収入	587,996,825
その他の業務収入	379,774
小計	24,184,701
利息の受取額	1,180,000
消費税等の納付による支出	△ 12,985,800
業務活動によるキャッシュ・フロー	12,378,901
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 159,784,800
有価証券の償還による収入	160,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 257,514
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 42,314
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
IV 資金増加額	12,336,587
V 資金期首残高	196,381,764
VI 資金期末残高	208,718,351

利益の処分に関する書類（案）

（簡易生命保険勘定）

（単位：円）

I 当期末処分利益		<u>4,097,106,688</u>
当期総利益	<u>4,097,106,688</u>	
II 利益処分額		<u>4,097,106,688</u>
積立金	<u>4,097,106,688</u>	

行政サービス実施コスト計算書

平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで

(簡易生命保険勘定)

(単位：円)

科目	金額	
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
保険金等支払金	16,050,085,807,278	
資金調達費用	389,086,646,826	
事業費	421,358,296	
一般管理費	136,122,502	
その他経常費用	197,445,248	16,439,927,380,150
(2) (控除) 自己収入等		
保険料等収入	△16,007,886,627,693	
資産運用収益	△389,087,658,145	
その他経常収益	△47,050,201,000	△ 16,444,024,486,838
業務費用合計		△4,097,106,688
II 引当外退職給付増加見積額		3,663,133
III 機会費用		
政府出資等の機会費用		8,785,000
IV 行政サービス実施コスト		△4,084,658,555

注 記 事 項

I. 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

その他の有形固定資産 5～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

2. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、期末における要支給額の全額を計上しております。

なお、出向職員に係る退職給付については、出向元において退職金が支給されるため計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、国からの出向役職員に係る自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金及び役員賞与引当金

役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 時効保険金等払戻引当金

時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成23年3月末利回りを参考に1.255%で計算しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

7. 支払備金の計上根拠及び計上基準

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第24条の規定に基づき、支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支出していない金額を計上しております。

ただし、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第2項の規定に基づき、再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金は、積み立てておりません。

II. 貸借対照表関係

1. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

旧日本郵政公社から承継した貸付金については、法令等に基づく契約により、貸付金に係る業務委託先である株式会社かんぽ生命保険との間で同額・同一取引条件の借入金計上されていることから、当法人はこれらの金融商品に係る金利変動等のリスクを実質的には負っておりません。

また、自己資金に係る資産運用については短期的な預金並びに安全性の高い国債、地方債及び政府保証債に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	208,718,351	208,718,351	—
② 有価証券			
満期保有目的の債券	319,916,569	319,984,000	67,431
③ 貸付金	14,076,339,834,182	14,998,939,632,057	922,599,797,875
④ 長期借入金	(14,076,339,834,182)	(14,998,939,632,057)	(922,599,797,875)

(注) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値によっております。

③ 貸付金

貸付金のうち、保険契約者貸付については、当該貸付けを解約還付金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

また、貸付金のうち、公庫公団等貸付及び地方公共団体貸付については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

④ 長期借入金

株式会社かんぽ生命保険からの借入れであり、対応する貸付金と同一取引条件であることから、貸付金の時価と同額としております。

(注2) 預託金(貸借対照表計上額 121,910百万円)は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価開示の対象とはしておりません。

2. 再保険契約に係る注記事項

(1) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令(平成19年総務省令第98号)第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額:

80,568,999,415,541円

(2) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令(平成19年総務省令第98号)第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払準備金の額:

976,648,469,916円

なお、この支払準備金の額については、保険業法施行規則第73条第1項2号に係る平成23年金融庁告示第49号の規定に基づき、東日本大震災による災害に係る保険金の支払のための金額が含まれております。

(3) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令(平成19年総務省令第98号)第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額:

2,612,990,861,063円

なお、再保険契約に基づき、再保険先が再保険配当について積み立てている契約者配当準備金のうち、上記準備金相当額への未割当額は2,038,394,907円です。

III. 損益計算書関係

再保険契約に係る注記事項

1. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令(平成19年総務省令第98号)第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の戻入額:

7,450,052,818,999円

2. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令(平成19年総務省令第98号)第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払準備金の戻入額:

166,438,393,232円

3. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令(平成19年総務省令第98号)第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額:

311,557,178,274円

IV. キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	208,718,351 円
資金期末残高	208,718,351 円

2. 委託会社との主な相殺取引に係る説明事項

契約者等との保険料収入、保険金支払及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号）第 16 条に規定する再保険契約及び同法の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社かんぽ生命保険との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

このため、上記の取引については、キャッシュ・フローは生じません。

V. 行政サービス実施コスト計算書

引当外退職給付増加見積額は、国からの出向役職員に係るものであります。

VI. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

1. 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引当期末残高	摘要	
						当期償却額			
有形固定資産	建物	5,216,250	0	0	5,216,250	1,215,839	349,489	4,000,411	
	その他の有形固定資産	18,711,622	257,514	0	18,969,136	11,515,476	3,335,397	7,453,660	
	計	23,927,872	257,514	0	24,185,386	12,731,315	3,684,886	11,454,071	
無形固定資産	ソフトウェア	31,524,209	0	0	31,524,209	22,066,947	6,304,842	9,457,262	
	計	31,524,209	0	0	31,524,209	22,066,947	6,304,842	9,457,262	

(注) その他の有形固定資産の内訳は、工具・器具及び備品であります。

2. 有価証券の明細

(単位：円)

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
利付国債(2年)第280回	40,002,400	40,000,000	40,000,140	—		
利付国債(2年)第283回	40,023,200	40,000,000	40,003,666	—		
利付国債(2年)第286回	40,020,000	40,000,000	40,004,776	—		
利付国債(2年)第289回	40,034,800	40,000,000	40,010,630	—		
国庫短期証券第108回	39,948,400	40,000,000	39,988,903	—		
国庫短期証券第130回	39,952,400	40,000,000	39,979,006	—		
国庫短期証券第151回	39,951,200	40,000,000	39,972,531	—		
国庫短期証券第172回	39,932,800	40,000,000	39,956,917	—		
計	319,865,200	320,000,000	319,916,569	—		
貸借対照表計上額合計				319,916,569		

3. 貸付金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額	償却額		
その他の貸付金						
保険契約者貸付	1,330,160,774,739	2,217,452,173,190	2,364,510,182,477	0	1,183,102,765,452	
公庫公団等貸付	407,525,000,000	0	382,561,000,000	0	24,964,000,000	
地方公共団体貸付	14,168,210,276,919	0	1,299,937,208,189	0	12,868,273,068,730	
計	15,905,896,051,658	2,217,452,173,190	4,047,008,390,666	0	14,076,339,834,182	

(注) 回収額は、任意返済、期日返済及び繰上返済によるものであります。

4. 長期借入金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	摘要
かんぽ生命保険	15,905,896,051,658	2,217,452,173,190	4,047,008,390,666	14,076,339,834,182	(注2)
計	15,905,896,051,658	2,217,452,173,190	4,047,008,390,666	14,076,339,834,182	

(注1) 当該借入金は貸付金に対応するものであり、借入年月日、借入金額、借入期間、利率、利息の計算方法並びに補償金、違約金及び延滞利息の算定方法並びに借入金、利息、補償金、違約金及び遅延利息の返済方法が貸付金と同一の条件になっているものであります。

(注2) 期中の借入平均利回りは2.52% (単位未満四捨五入)、最長の返済期限は平成50年3月31日となっております。

5. 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	12,569,810	12,508,851	12,569,810	0	12,508,851	
役員賞与引当金	2,169,918	2,199,480	2,169,918	0	2,199,480	
時効保険金等払戻引当金	6,847,003,840	1,671,529,246	2,790,856,987	0	5,727,676,099	
計	6,861,743,568	1,686,237,577	2,805,596,715	0	5,742,384,430	

6. 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額	3,896,297	1,608,285	0	5,504,582	
退職一時金に係る債務	3,896,297	1,608,285	0	5,504,582	
退職給付引当金	3,896,297	1,608,285	0	5,504,582	

7. 設立時資産・負債差額及び資本剰余金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
設立時資産・ 負債差額	700,000,000	0	0	700,000,000	
政府出資金	700,000,000	0	0	700,000,000	
計	700,000,000	0	0	700,000,000	

8. 積立金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第1項積立金	32,444,254,386	0	5,346,348,571	27,097,905,815	(注)

(注) 前事業年度の損失処理により減少したものであります。

9. 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(929) 25,966	(-) -	(-) -	(-) -
職員	(-) 163,812	(-) -	(-) -	(-) -
合計	(929) 189,779	(-) -	(-) -	(-) -

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程」に基づき支給しております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程」に基づき支給しております。

(注3) 役員における()は非常勤役員であり、外数で記載しております。

(注4) 千円未満の端数は切り捨てて記載しております。

(注5) 人件費のうち、役員支給額、総務部職員給与等の一般管理費部分については、各勘定(郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定)における業務に直接従事している職員の人数比で按分を行っており、勘定ごとに支給人員を区分して記載することが困難なため、支給人員を記載しておりません。

10. 上記以外の主な資産及び負債の明細

(1) 資産の部

① 現金及び預金 (単位：円)

種 別	期末残高	摘要
預 金		
普通預金	3,351,442	
振替貯金口座	205,366,909	
計	208,718,351	

② 預託金 (単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
預 託 金	164,678,736,147	0	42,768,527,023	121,910,209,124	かんぽ生命保険
計	164,678,736,147	0	42,768,527,023	121,910,209,124	

(注) 株式会社かんぽ生命保険との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、支払備金等に相当する金額を預託しているものであります。

(2) 負債の部

支払備金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
支払備金	130,748,740,560	0	45,738,387,455	85,010,353,105	
計	130,748,740,560	0	45,738,387,455	85,010,353,105	

(注) 計上根拠となった法令及び計上基準につきましては、注記事項の「I 重要な会計方針」に記載しております。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

平成22事業年度 事業報告書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

② 業務内容

機構は、①の目的を達成するため、次の業務を行います。

<郵便貯金に関する業務>

- ア 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」といいます。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」といいます。）の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第6条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行うこと。
- イ 株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第39条第1項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。
- ウ 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、整備法附則第100条第1項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。
- エ 整備法附則第20条から第22条までの規定及び整備法附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成2年法律第72号）の規定により寄附金の処理に関する業務を行うこと。
- オ 整備法附則第6条第2項の規定による旧公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務を行うこと。
- カ 上記ア、イ、ウ及びエの業務に附帯する業務を行うこと。

<簡易生命保険に関する業務>

- ア 整備法附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」といいます。）の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行うこと。
- イ 整備法附則第18条第2項の規定による旧公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務を行うこと。
- ウ 整備法附則第47条の規定による旧公社から承継した郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第98号）第5条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和27年法律第210号）第3条第1項第5号及び第10号に掲げる貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務を行うこと。
- エ 上記アの業務に附帯する業務を行うこと。

1. 国民の皆様へ

平成19年10月1日に郵政事業が民営化されました。明治8年に郵便貯金、大正5年に簡易生命保険が開始され、逓信省、郵政省、郵政事業庁、日本郵政公社と組織の名称は変わりましたが、郵便貯金及び簡易生命保険は関係法令に基づき継続されてきました。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」といいます。）は、旧日本郵政公社（以下「旧公社」といいます。）において平成19年9月30日までに預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金等の郵便貯金及び同日までに契約された簡易生命保険の契約を承継し、これらの郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理するとともに、これらに係る債務を確実に履行することによって、郵政民営化に資することを目的として設立されました。

機構では、郵便貯金管理業務のうち貯金の払戻し等の業務を株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」といいます。）に、また、簡易生命保険管理業務のうち保険金の支払等の業務を株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」といいます。）に委託しており、それぞれ、両社との間で業務委託契約を締結しております。また、両社は、郵便局株式会社を再委託先として業務委託契約を締結しております。

機構は、これらの委託先及び再委託先（以下「委託先等」といいます。）に行わせている業務のほか、委託先等における委託業務の実施状況等を監査・監督する等の業務を実施しております。

平成22年度も前年度までと同様に、委託先等に業務の実施状況について報告を求めるとともに、実地監査計画に基づき、委託先等の本社等の実地監査を実施しました。また、利用者の意見や業務の実施状況について実態を把握するための調査・分析を行うとともに、郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務を確実に履行するため、新聞広告、ラジオ広告及び郵便局への周知用チラシの掲出により、預入期間を経過した郵便貯金、受取未済の保険金等の早期受取りについて利用者への周知を実施しました。

また、温室効果ガスの排出の抑制等に努めるとともに、調達物品等についても可能な限り環境へ配慮したものとするなど、環境に配慮しております。

平成23年度も引き続き、機構の目的及び中期目標を達成できるよう、年度計画等に基づき、各種施策を一層充実させてまいります。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 目的

機構は、旧公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的としています（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。以下「機構法」といいます。）第3条）。

③ 沿革

年月日	事項
平成19年(2007年) 10月1日	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立 日本郵政公社解散(民営・分社化) 〔日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の5社並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に移行〕

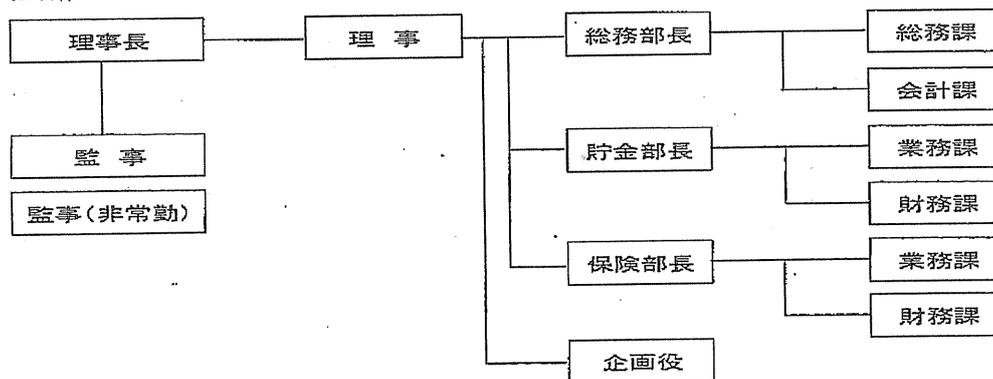
④ 設立根拠

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)
独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

⑤ 主務大臣

総務大臣(総務省 情報流通行政局 郵政行政部 貯金保険課)

⑥ 組織図



(2) 住所

東京都港区虎ノ門四丁目1番8号 虎ノ門四丁目MTビル5階

(3) 資本金の状況 (平成23年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	7,000	—	—	7,000

(4) 役員 of 状況 (役職、氏名、任期、経歴)

役職	氏名	就任年月日	任期	経歴
理事長	平井 正夫	平成19年10月1日	4年	昭和46年 4月 郵政省入省 平成16年 1月 総務省大臣官房長 平成17年 8月 総務省総務審議官 平成18年 8月 日本データ通信協会理事長 平成19年10月 現職
理事	武内 信博	平成22年7月27日	2年	昭和53年 4月 郵政省入省 平成18年 7月 総務省近畿総合通信局長 平成19年 7月 総務省総合通信基盤局電気通信事業部長 平成21年 7月 総務省関東総合通信局長 平成22年 7月 現職 【役員出向】
監事	渡邊 泰介	平成19年10月1日 (再任) 平成21年10月1日	2年	昭和42年 4月 株式会社東海銀行入行 平成12年 4月 株式会社東海銀行専務執行役員投資銀行カンパニー長 平成16年 2月 あさひ銀リース(現首都圏リース)株式会社常勤監査役 平成16年 6月 株式会社高岳製作所監査役(非) 平成19年10月 現職
監事 (非常勤)	関根 義雄	平成19年10月1日 (再任) 平成21年10月1日	2年	昭和48年 4月 行政管理庁採用 平成13年 1月 総務省北海道管区行政評価局長 平成14年 4月 総務省中部管区行政評価局長 平成17年 4月 日本郵政公社監事 平成19年10月 現職

(5) 常勤職員の状況 (平成23年1月1日現在)

常勤職員数	前年1月1日 からの増減	平均年齢	出向者数	
			国	民間
40人	0人	42歳	9人	30人

3. 簡潔に要約された財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
現金及び預金	45,095,718	郵便貯金	45,095,189
預託金	121,910	保険契約準備金	85,010
有価証券	35,034	借入金	16,755,894
貸付金	16,755,894	その他負債	461,023
その他資産	462,002	時効保険金等払戻引当金	5,728
有形固定資産	23	その他	40
無形固定資産	22		
		負債の部合計	62,402,884
		純資産の部	
		設立時資産・負債差額	7,000
		利益剰余金	60,717
		純資産の部合計	67,717
資産の部合計	62,470,601	負債及び純資産の部合計	62,470,601

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益 (A)	16,606,165
保険料等収入	16,007,887
資産運用収益	527,763
役務取引等収益	24
その他経常収益	70,492
経常費用 (B)	16,579,137
保険金等支払金	16,050,086
資金調達費用	527,679
役務取引等費用	24
事業費	883
一般管理費	260
その他経常費用	205
当期総利益 (A - B)	27,029

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	22,169
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△ 22,175
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	—
IV 資金減少額(D=A+B+C)	△ 7
V 資金期首残高(E)	535
VI 資金期末残高(F=D+E)	528

(4) 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 業務費用	△ 27,029
損益計算書上の費用 (控除) 自己収入等	16,579,137 △ 16,606,165
II 引当外退職給付増加見積額	7
III 機会費用	88
IV 行政サービス実施コスト	△ 26,934

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

(資 産)

現金及び預金	: 金融機関への預貯金
預託金	: かんぽ生命への預託金
有価証券	: 国債
貸付金	: 預金者貸付、保険契約者貸付、地方公共団体貸付、公庫公団等貸付
その他資産	: 前払費用、未収収益など
有形固定資産	: 建物付属設備、備品
無形固定資産	: ソフトウェア
(負 債)	
郵便貯金	: 郵便貯金の預り金
保険契約準備金	: 支払備金：保険金等の支払事由が発生し、未だその支払がなされていない保険金等の額
借入金	: 貸付金の原資に充てるためのゆうちょ銀行及びかんぽ生命からの借入金
その他負債	: 未払費用、預り金など
時効保険金等払戻引当金	: 時効処理を行った保険金等についての過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額

(純資産)

設立時資産・負債差額	: 政府出資金
利益剰余金	: 損益取引により生じた剰余金

② 損益計算書

(経常収益)

保険料等収入	:	保険料、再保険収入など
資産運用収益	:	預金利息、有価証券利息、貸付金利息
役務取引等収益	:	残高証明書発行手数料など
その他経常収益	:	支払備金戻入額、権利消滅金など

(経常費用)

保険金等支払金	:	保険金、年金等の支払額など
資金調達費用	:	郵便貯金利子、借入金利子
役務取引等費用	:	残高証明書発行委託手数料など
事業費、一般管理費	:	人件費、物件費、減価償却費、租税公課
その他経常費用	:	借入金補償金

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー : 業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、有価証券の取得・償還、固定資産の取得等による収入・支出

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用	:	損益計算書の費用から自己収入等を控除したもの
引当外退職給付増加見積額	:	国からの出向役職員に係る退職給付引当金増加の見積額
機会費用	:	政府出資金に一定利率を乗じて算出したもの

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの分析（内容）

(経常費用)

平成22年度の経常費用は1兆6,791億37百万円となりました。

主な内訳は、保険金等支払金1兆6,500億86百万円、資金調達費用5,276億79百万円となっております。

勘定別内訳は、郵便貯金勘定1,392億9百万円、簡易生命保険勘定1兆6,399億27百万円となっております。

(経常収益)

平成22年度の経常収益は1兆6,061億65百万円となりました。

主な内訳は、保険料等収入1兆6,78億87百万円、資産運用収益5,277億63百万円、その他経常収益704億92百万円となっております。

勘定別内訳は、郵便貯金勘定1,621億41百万円、簡易生命保険勘定1兆6,440億24百万円となっております。

(当期総損益)

平成22年度の当期総利益は270億29百万円となり、勘定別では、郵便貯金勘定は229億32百万円、簡易生命保険勘定は40億97百万円の当期総利益となりました。

(資産)

平成22年度末現在の資産合計は6兆4,706億1百万円と昨年度より1兆8,870億22百万円減少しました。これは、特別貯金が1兆3,180億99百万円、貸付金が2兆1,668億15百万円減少したことによるものです。

平成22年度の資産の主な内訳は、現金及び預金4兆5,957億18百万円、貸付金1兆6,755億94百万円となっております。

勘定別内訳は、郵便貯金勘定4兆8,249億円、簡易生命保険勘定1兆4,221億1百万円となっております。

(負債)

平成22年度末現在の負債合計は6兆4,028億84百万円と昨年度より1兆8,714億51百万円減少しました。これは、郵便貯金が1兆3,180億99百万円、借入金が2兆1,668億15百万円減少したことによるものです。

平成22年度の負債の主な内訳は、郵便貯金4兆5,951億89百万円、借入金1兆6,755億94百万円となっております。

勘定別内訳は、郵便貯金勘定4兆8,133億78百万円、簡易生命保険勘定1兆4,189億6百万円となっております。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成22年度の業務活動によるキャッシュ・フローは221億69百万円となりました。

これは、その他の業務収入が230億24百万円、その他の業務支出が△12億34百万円となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成22年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△221億75百万円となりました。

これは、有価証券の取得による支出が△268億25百万円、有価証券の償還による収入が46億50百万円となったことが主な要因です。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成19年度 (10月～3月)	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常費用	10,406,763	20,466,186	18,940,029	16,579,137
経常収益	10,416,999	20,491,986	18,947,283	16,606,165
特別損失	—	—	9,601	—
当期総利益又は当期総 損失	10,236	25,800	△2,348	27,029
資産	134,556,734	99,326,078	81,157,624	62,470,601
負債	134,539,498	99,283,042	81,116,935	62,402,884
利益剰余金	10,236	36,036	33,688	60,717
業務活動によるキャッ シュ・フロー	1,968	1,985	3,120	22,169
投資活動によるキャッ シュ・フロー	△7,835	△2,149	△3,154	△22,175
財務活動によるキャッ シュ・フロー	—	—	—	—
資金期末残高	733	569	535	528

機構の設立は、平成19年10月1日です。

表 事業損益の経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 19 年度 (10月～3月)	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
郵便貯金勘定	1,211	2,381	2,999	22,932
簡易生命保険勘定	9,025	23,419	△ 5,346	4,097
合 計	10,236	25,800	△ 2,348	27,029

機構の設立は、平成 19 年 10 月 1 日です。

表 総資産の経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末
郵便貯金勘定	114,044,648	80,847,016	65,059,754	48,249,200
簡易生命保険勘定	20,512,086	18,479,062	16,097,870	14,221,401
合 計	134,556,734	99,326,078	81,157,624	62,470,601

② 行政サービス実施コスト計算書の分析 (内容)

平成 22 年度の行政サービス実施コストは△ 269 億 34 百万円となりました。

これは、業務費用合計が△ 270 億 29 百万円となったことが主な要因です。

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 19 年度 (10月～3月)	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
業務費用	△ 10,236	△ 25,800	2,348	△ 27,029
うち損益計算書上の費用	10,406,763	20,466,186	18,949,630	16,579,137
うち自己収入等	△ 10,416,999	△ 20,491,986	△ 18,947,283	△ 16,606,165
引当外退職給付増加見積額	6	8	7	7
機会費用	45	94	98	88
行政サービス実施コスト	△ 10,186	△ 25,698	2,452	△ 26,934

機構の設立は、平成 19 年 10 月 1 日です。

(2) 施設等投資の状況 (重要なもの)

① 当事業年度に完成した施設等及び当年度継続中の施設等の新設・拡充
該当ありません。

② 当該事業年度に処分した施設等
該当ありません。

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区分	19年度(10月～3月)		20年度		21年度		22年度		差額理由
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入									
業務収入	11,168,125	10,886,280	20,945,759	20,492,057	19,021,422	18,973,921	16,959,843	16,627,810	
保険料等収入	10,036,695	9,562,975	19,871,807	19,492,767	18,381,988	18,144,602	16,397,548	16,007,887	見込みより再保険収入が減少したため
運用収入	708,806	695,333	741,917	729,348	615,891	664,881	553,387	551,088	
手数料収入	25	15	33	31	36	26	31	24	
その他の業務収入	422,598	627,956	332,002	269,912	23,507	164,411	8,876	68,811	見込みより権利消滅金が増加したため
借入金償還原資	3,488,755	3,911,429	4,989,768	5,723,846	4,909,057	5,666,150	4,811,141	4,800,106	見込みより預金者貸付の返済額が減少したため
計	14,656,880	14,797,708	25,935,528	26,215,903	23,930,479	24,640,071	21,770,984	21,427,916	
支出									
業務経費	11,167,542	10,875,759	20,944,932	20,465,608	19,019,772	18,967,935	16,959,235	16,601,721	
保険金等支払金	10,458,332	10,179,203	20,202,330	19,735,439	18,402,616	18,301,769	16,405,062	16,050,086	見込みより保険金等支払金が減少したため
支払利子	708,793	695,330	741,882	729,291	615,826	664,763	553,311	550,816	
その他の業務支出	418	1,225	720	878	1,331	1,403	862	819	
一般管理費	85	48	116	65	118	59	68	59	
人件費	290	233	574	496	564	452	501	441	
施設整備費	-	-	-	-	-	-	-	-	
借入金償還	3,488,755	3,911,429	4,989,768	5,723,846	4,909,057	5,666,150	4,811,141	4,800,106	見込みより預金者貸付の返済額が減少したため
計	14,656,671	14,787,468	25,935,392	26,190,014	23,929,511	24,634,597	21,770,945	21,402,327	

機構の設立は、平成19年10月1日です。

(4) 経費の削減及び効率化目標との関係

機構においては、中期計画において、平成19年度の一般管理費及び業務経費の合計（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金及び訴訟に係る経費を除きます。）を標準的な年間当たり経費に換算した額に対する中期目標期間の最終年度の当該経費の額の割合を96%以下とすることを目標としています。

この目標を達成するために、各部門の経費使用状況を毎月の支払等を通じて確認しつつ、経費の効率的使用に努めた結果、一般管理費及び業務経費の決算額は3億82百万円となり、平成19年度の中期計画基準額6億1百万円と比較して36.4%の減となりました。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

経常収益は1兆6,061億65百万円で、その内訳は、保険料等収入1兆78億87百万円、資産運用収益5,277億63百万円、その他経常収益704億92百万円、役務取引等収益24百万円となっています。

これを業務別に区分すると、郵便貯金管理業務では、資産運用収益1,386億75百万円、その他経常収益234億41百万円、役務取引等収益24百万円となっています。

簡易生命保険管理業務では、保険料等収入1兆78億87百万円、資産運用収益3,890億88百万円、その他経常収益470億50百万円となっています。

なお、預金者との郵便貯金の預入、払戻し及び貸付金等に係る取引について、機構法及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）の規定に基づく貯金に関する契約並びに機構法の規定に基づく借入金に関する契約により、ゆうちょ銀行との間で同額の債権債務及び収益費用が発生しています。

また、契約者等との保険料収入、保険金支払及び貸付金等に係る取引について、機構法第16条に規定する再保険契約及び同法の規定に基づく借入金に関する契約により、かんぽ生命との間で同額の債権債務及び収益費用が発生しています。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

① 郵便貯金に関する管理業務

旧公社から承継した郵便貯金を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するための業務です。

業務の財源は、権利消滅金による収入234億9百万円及び政府から出資された63億円となっています。

業務に要する費用は、一般管理費（事務費）1億24百万円、事業費4億61百万円となっています。

② 簡易生命保険に関する管理業務

旧公社から承継した簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するための業務です。

業務の財源は、再保険手数料収入5億58百万円及び政府から出資された7億円となっています。

業務に要する費用は、一般管理費（事務費）1億36百万円、事業費4億21百万円となっています。

表 一般管理費、事業費の経年比較

(単位：百万円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般管理費	157	278	261	260
事業費	500	1,034	938	883
合計	658	1,312	1,199	1,143

機構の設立は、平成19年10月1日です。

平成 2 2 事業年度
決 算 報 告 書

第 4 期

自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 23 年 3 月 31 日

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

決算報告書

(法人単位)

(単位：百万円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B - A)	備考
収入				
業務収入	16,959,843	16,627,810	△ 332,033	
保険料等収入	16,397,548	16,007,887	△ 389,661	
運用収入	553,387	551,088	△ 2,299	
手数料収入	31	24	△ 7	
その他の業務収入	8,876	68,811	59,935	
借入金償還原資	4,811,141	4,800,106	△ 11,036	
計	21,770,984	21,427,916	△ 343,068	
支出				
業務経費	16,959,235	16,601,721	△ 357,514	
保険金等支払金	16,405,062	16,050,086	△ 354,976	
支払利子	553,311	550,816	△ 2,495	
その他の業務支出	862	819	△ 42	
一般管理費	68	59	△ 9	
人件費	501	441	△ 60	
施設整備費	-	-	-	
借入金償還	4,811,141	4,800,106	△ 11,036	
計	21,770,945	21,402,327	△ 368,618	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

決算報告書

(郵便貯金勘定)

(単位：百万円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B - A)	備考
収入				
業務収入	142,064	184,905	42,841	
運用収入	141,396	162,000	20,604	
手数料収入	31	24	△ 7	
その他の業務収入	637	22,880	22,243	
借入金償還原資	780,471	753,097	△ 27,373	
計	922,535	938,002	15,467	
支出				
業務経費	141,775	162,079	20,304	
支払利子	141,321	161,730	20,408	
その他の業務支出	454	349	△ 105	
一般管理費	32	27	△ 5	
人件費	243	214	△ 29	
施設整備費	-	-	-	
借入金償還	780,471	753,097	△ 27,373	
計	922,521	915,417	△ 7,104	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

決算報告書

(簡易生命保険勘定)

(単位：百万円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B - A)	備考
収入				
業務収入	16,817,779	16,442,905	△ 374,874	
保険料等収入	16,397,548	16,007,887	△ 389,661	
運用収入	411,991	389,088	△ 22,904	
その他の業務収入	8,239	45,931	37,691	
借入金償還原資	4,030,671	4,047,008	16,338	
計	20,848,449	20,489,914	△ 358,536	
支出				
業務経費	16,817,460	16,439,643	△ 377,817	
保険金等支払金	16,405,062	16,050,086	△ 354,976	
支払利子	411,990	389,087	△ 22,903	
その他の業務支出	408	470	62	
一般管理費	36	32	△ 4	
人件費	258	226	△ 31	
施設整備費	-	-	-	
借入金償還	4,030,671	4,047,008	16,338	
計	20,848,424	20,486,910	△ 361,514	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

平成 23 年 6 月 30 日

平成22事業年度財務諸表及び決算報告書に
関する監事の意見書

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 監事会

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条第2項の規定に基づく
平成22事業年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「当機構」という。)の監事会(以下「当監事会」という。)は、独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定並びに当機構の監事監査規程及び会計規程等に基づき、当機構の、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22事業年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書(以下「財務諸表」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。以下同じ。)及び決算報告書を監査するとともに、理事長・理事(以下「理事長等」という。)の職務の執行に関して各監事が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監事全員の一致した意見として、本意見書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監事及び監事会の監査の方法及びその内容

当監事会は、当期の監査方針、監査計画を定め、業務委託先・再委託先の業務改善計画の進捗状況を重点監査項目として設定し、各監事から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、理事長等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監事は、当監事会が定めた監事監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、理事長等、内部監査部門、その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員懇談会その他重要な会議に出席するほか、理事長等及び職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当機構及び主要な業務委託先において業務及び財産の状況を調査するとともに他の監事から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。また理事長等の職務の執行が法令及び当機構の内部規程等に適合することを確保するための体制、その他当機構の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムについて理事長等及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告にかかわる内部統制については、理事長等及び当機構の会計監査人であるあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。業務委託先については、委託先の役職員及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて委託先から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、平成22事業年度に係わる財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書について検討いたしました。

また、当機構及び業務委託先本社において業務及び財産の状況(法令等遵守体制及びリスク管理体制等の内部統制システムを含む。)を調査し、委託先に関する状況の説明を受け、必要に応じて委託先に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき平成22事業年度に係わる財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項、並びに公認会計士法第34条の13第2項第1号及び同項第2号)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

2. 監査の結果

(1)財務諸表の監査結果

1. 当機構全体及び郵便貯金勘定・簡易生命保険勘定の財務諸表は関係法令、独立行政法人会計基準及び同注解並びに一般に公正妥当と認められる企業会計基準に従って作成されて



おり、相当であると認められます。

二. 会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

(2) 事業報告書の監査結果

一. 事業報告書は、関係法令に従い、当機構の状況を正しく示しているものと認められます。

二. 理事長等の職務の執行に関する不正の行為又は関係法令及び当機構規程等に違反する重大な事実は認められません。

(3) 決算報告書の監査結果

決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を適正に表示しているものと認められます。

(4) 内部統制システムに関する理事長等の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に関わる内部統制については、本意見書の作成時点において「開示すべき重要な不備はない」旨の報告を理事長等及びあずさ監査法人から受けております。

(5) 業務委託先・再委託先調査の結果は、調査の限りにおいて重大な内部統制システム構築上の指摘事項は認められません。

なお、業務委託先・再委託先は、平成21年度に「業務改善命令」等を受けたのに応じ、「業務改善計画」を金融庁及び総務省に提出しております。前年度の意見書においても指摘したように委託先・再委託先の内部統制システムの構築・整備上、重大な不備事項はないと判断しています。しかしながら、問題点はこのシステムが十分有効的に機能せず、不祥事が相変わらず多発している事であり、その原因は統制環境の不可欠の要素である、再委託先等の一部の職員の誠実性と倫理的価値観並びに法令等遵守意識の欠如に問題があるものと思われ、その結果、再委託先等において特異の「企業風土・企業体質」を醸成していることでもあります。この問題点の改善には相当な時間を必要としますが、人事政策を含めた総合的な施策により克服せねばならない問題であります。これら委託先等の適切な管理監督を使命としている当機構としては、この進捗状況を引き続き注意深く監視していく必要があります。

(6) 業務執行の監査結果

当機構の業務の執行は法令等に従い、適法に行われているものと認められます。

3. 後発事象

指摘すべき事象は認められません。

平成 23 年 6 月 30 日

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 監事会

常勤 監事

渡邊 恭介



監事

関根 義和

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 6 月 29 日

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

理事長 平井 正夫 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士高波博夫 指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士熊木幸雄 

当監査法人は、独立行政法人通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書、すなわち、すべての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定に係る各勘定別財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)並びに法人単位財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 各勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険機構の中期目標期間終了時における 組織・業務全般の見直しの方向性（案）

平成 23 年 7 月 26 日
総 務 省

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）の主要な事務・事業については、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務運営の効率化による経費削減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第 1 国民に対して提供するサービスの質の維持・向上

委託した郵便貯金管理委託業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、機構は委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じて改善を求める等の措置を講ずる。

特に、委託先及び再委託先における保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて特に改善が求められる点については、委託先・再委託先に対して、態勢整備を含め対応状況のモニタリングを行うとともに、不適切事例の発生原因等を分析し、その結果を基に必要なに応じて一層の再発防止策の実施を指導する等、改善に向けた取組を強化する。また、従来と比較してどのように改善されたかについて、検証する。

さらに、睡眠貯金残高及び権利消滅金額が依然として高い水準にあることを踏まえ、郵便貯金・簡易生命保険の早期受取促進のため、積極的な広報活動等の取組を行っていくとともに、それらの効果について検証・分析等を行い、必要に応じて取組の見直しを行うものとする。

第 2 効率的かつ効果的な業務運営

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを削減することとし、次期中期目標における一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、現行中期目標期間における効率化実績と同程度以上の努力を行うとの観点から、具体的な目標を設定する。特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行う。

第 3 その他業務全般に関する見直し

上記第 1 及び第 2 に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

（1）給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化

に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表することとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、具体的な削減目標を設定し、必要な取組を実施していく。

(2) 契約の点検・見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき機構が策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施することにより、契約の適正化を引き続き推進し、業務運営の効率化を図る。

具体的には、随意契約の適正化の取組、一者応札・応募の改善に向けた公告方法・期間、入札参加条件の見直し等の取組を継続することにより、コストの削減や透明化の確保を図る。なお、少額随意契約についても、引き続き、複数の業者から見積もりを徴することを徹底し、経費の効率的使用を図っていく。

(3) 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、機構に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図っていく。

(4) 保有資産の見直し

現中期目標期間の最後の事業年度である平成23年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付する。

(5) 国際ボランティア貯金寄附金の配分完了

次期中期目標期間中に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を完了し、業務体制の見直しを図っていく。

**独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しの方向性
(当初案のたたき台と当初案(案)の比較対照表)**

(傍線部分は修正部分)

当初案	当初案のたたき台 (23. 6. 16)
<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）の主要な事務・事業については、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務運営の効率化による経費縮減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。</p> <p>第1 国民に対して提供するサービスの質の維持・向上</p> <p>委託した郵便貯金管理委託業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、機構は委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じて改善を求める等の措置を講ずる。</p> <p>特に、委託先及び再委託先における<u>保険金等支払対応</u>、顧客情報管理、苦情申告対応等、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて特に改善が求められる点については、<u>委託先・再委託先に対して、態勢整備を含め対応状況のモニタリングを行うとともに、不適切事例の発生原因等を分析し、その結果を基に必要な応じて一層の再発防止策の実施を指導する等</u>、改善に向けた取組を強化する。また、従来と比較してどのように改善されたかについて、検証する。</p> <p>さらに、睡眠貯金残高及び権利消滅金額が依然として高い水準にあることを踏まえ、郵便貯金・簡易生命保険の早期受取促進のため、積極的な広報活動等の取組を行っていくとともに、</p>	<p>(同左)</p> <p>第1 国民に対して提供するサービスの質の維持・向上</p> <p>委託した郵便貯金管理委託業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、機構は委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じて改善を求める等の措置を講ずる。</p> <p>特に、委託先及び再委託先における顧客情報管理、苦情申告対応等、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて特に改善が求められる点については、<u>不適切な事例の発生原因、状況等の分析結果を基に一層の再発防止策を実施するよう委託先・再委託先に指導を行う等</u>、改善に向けた取組を強化する。また、従来と比較してどのように改善されたかについて、検証する。</p> <p>さらに、睡眠貯金残高及び権利消滅金額が依然として高い水準にあることを踏まえ、郵便貯金・簡易生命保険の早期受取促進のため、積極的な広報活動等の取組を行っていくとともに、それらの効果について検証・分析等を行い、必要に応じて取組</p>

<p>それらの効果について検証・分析等を行い、必要に応じて取組の見直しを行うものとする。</p>	<p>の見直しを行うものとする。</p>
<p>第2 効率的かつ効果的な業務運営 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを削減することとし、次期中期目標における一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、現行中期目標期間における効率化実績と同程度以上の努力を行うとの観点から、具体的な目標を設定する。特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行う。</p>	<p>第2 効率的かつ効果的な業務運営 (同左)</p>
<p>第3 その他業務全般に関する見直し 上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。</p> <p>(1) 給与水準の適正化等 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表することとする。 また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、具体的な削減目標を設定し、必要な取組を実施していく。</p> <p>(2) 契約の点検・見直し 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき機構が策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施することにより、契約の適正化を</p>	<p>第3 その他業務全般に関する見直し (同左)</p> <p>(1) 給与水準の適正化等 (同左)</p> <p>(2) 契約の点検・見直し (同左)</p>

引き続き推進し、業務運営の効率化を図る。

具体的には、随意契約の適正化の取組、一者応札・応募の改善に向けた公告方法・期間、入札参加条件の見直し等の取組を継続することにより、コストの削減や透明化の確保を図る。なお、少額随意契約についても、引き続き、複数の業者から見積もりを徴することを徹底し、経費の効率的使用を図っていく。

(3) 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、機構に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図っていく。

(4) 保有資産の見直し

現中期目標期間の最後の事業年度である平成23年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付する。

(5) 国際ボランティア貯金寄附金の配分完了

次期中期目標期間中に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を完了し、業務体制の見直しを図っていく。

(3) 内部統制の充実・強化

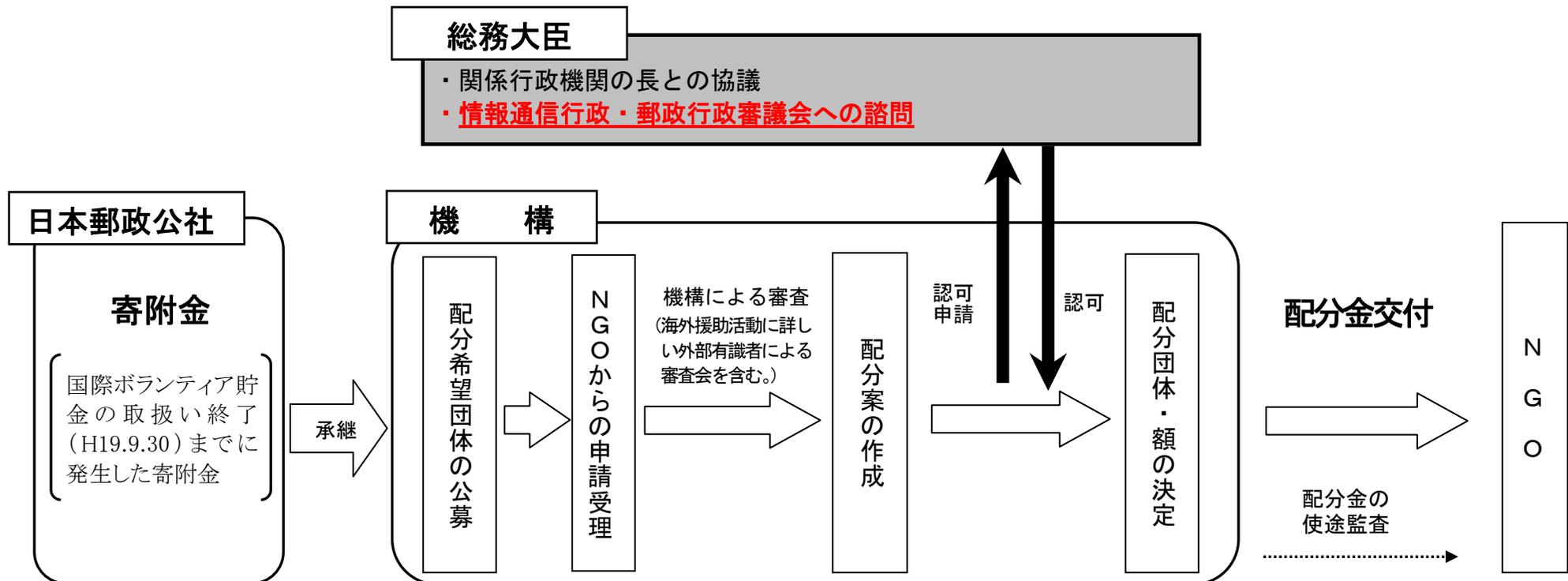
(同左)

(4) 保有資産の見直し

(同左)

国際ボランティア貯金の概要

- ・ 通常郵便貯金の受取利子（税引後）の全部又は一部を、寄附金として、海外で活動する国内の民間援助団体（以下「NGO」という。）に配分し、開発途上地域の住民の福祉向上のために活用することによって、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資することを目的。
- ・ 平成3年1月4日から全国の郵便局で取扱いを開始し、寄附金をNGOに毎年度配分。郵便局での国際ボランティア貯金の取扱いは、郵政民営化により平成19年9月末に終了。
- ・ 郵政民営化後、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が日本郵政公社から寄附金を引き継ぎ、毎年度NGOに配分。**寄附金の配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額並びに配分団体が守らなければならない事項は、機構が総務大臣の認可（情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問）を受けて決定（旧郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第7条の2第2項（整備法附則第23条））。**



機構による国際ボランティア貯金寄附金の配分状況

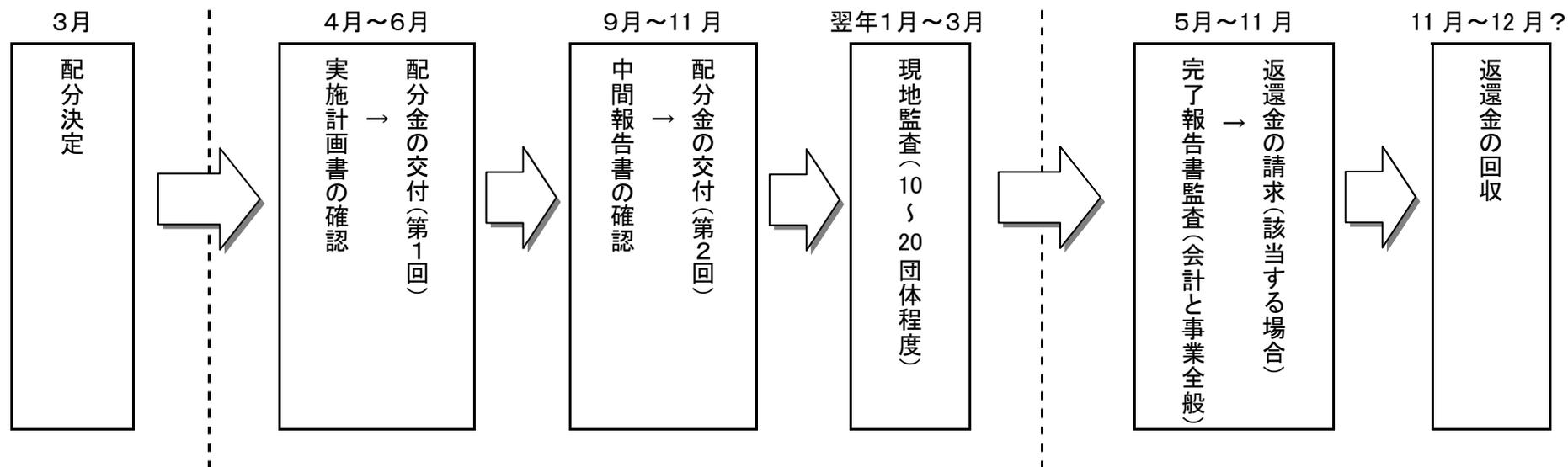
1 これまでの配分決定

日本郵政公社より約21億円を承継（平成19年10月1日）

		平成19年度下期	平成20年度	平成21年度	平成22年度
配 分	団体数	74団体	109団体	83団体	33団体
	事業数	94事業	140事業	100事業	33事業
	金額	4億9,949万円	7億9,731万円	5億4,282万円	1億4,583万円

今後の配分原資 1億5,800万円

2 配分決定から返還金回収まで



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務の実績に関する評価基準・評価指標及び分担表(案)

色字・中期目標及び中期計画以外に記載されている評価項目、視点等。()内は出典。略称は以下のとおり。

- 分・21年度評価… 「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成21年度 業務実績評価書」(H22.8.13 郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会)
- H20年度政・評価に関する意見 「平成20年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(H21.12.9・政策評価・独立行政法人評価委員会)
- H21年度政・評価に関する意見 「平成21年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(H22.12.22・政策評価・独立行政法人評価委員会)
- 政・評価の視点… 「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(H22.5.31 政策評価・独立行政法人評価委員会)
- 政・評価の具体的取組… 「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」(H22.5.31 政策評価・独立行政法人評価委員会)
- 政・評価の具体的取組H22追加事項 「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(H23.4.26 政策評価・独立行政法人評価委員会)
- ※その他については、出典をそれぞれ明記しています。

評価の基本的な視点

評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ

- 法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価していること(政・評価の視点)
- 評価に際しては、常に効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向していること(政・評価の視点)
 - ※ 効率性、生産性、サービスの質の向上に係る取組とその成果の検証(政・評価の具体的取組)
- 法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民にわかりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向していること(政・評価の視点)
 - ※ 評価の基準の客観性・明確性(政・評価の具体的取組)
 - ※ 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明のわかりやすさ(政・評価の具体的取組)

中期計画	年度計画	評価基準(●)・評価指標(※)		評価項目 (黒字出典:年度計画)	担当者	
		(黒字出典:●中期目標/※中期計画)			主担当	チェック
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	1 組織運営の効率化	1 組織運営の効率化	● 業務及び組織体制について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施したか。 ※ 業務及び組織体制の点検状況 ※ 業務及び組織体制の見直し状況	1 業務及び組織体制について十分な点検を行ったか。 1 点検結果に基づき、必要に応じて適切な見直しを行ったか。 (「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(H22.12.7 閣議決定。以下、「基本方針」)における、機構への個別指摘事項「業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する(22年度から実施)」についても留意。)	石川専門委員	釜江委員
	2 業務経費の削減	2 業務経費の効率的な使用	● 可能な限り業務の効率化を進めているか。 ※ 機構の一般管理費及び業務経費の合計(業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金及び訴訟に係る経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において、平成19年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額の96%以下となるよう取り組んでいるか。 ● 契約の適正化に努めているか(政・評価の視点)。 ※ 契約に係る規程類の整備及び運用状況(政・評価の視点) ※ 契約事務手続に係る執行体制・審査体制の整備状況(政・評価の視点) ※ 随意契約見直し計画の進捗状況(政・評価の視点) ※ 審査体制の整備方針の整備状況(政・評価に関する意見) ※ 再委託の必要性等に係る検証状況(政・評価に関する意見) ※ 1者応札と再委託割合の関係に係る検証状況(政・評価に関する意見) ※ 一般競争入札に係る検証状況(政・評価に関する意見)	1 把握状況に基づき、必要に応じて適切な見直しを行っているか。 (「独立行政法人が行う事業の横断の見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定。以下、「横断の見直し」)及び「基本方針」における、コスト削減を念頭とした予算の執行管理、法人経営全般にわたる管理運営の適正化についての見直しを行っているかについても留意。) 2 平成19年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額に対し、1%/年を基準とした削減が達成できたか。 3 職員の意識改革を図るために必要な取組を行ったか。 1 規程類は適切に整備及び運用されているか。(政・評価の視点) 1 法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているか。(政・評価に関する意見) 2 契約の適正化に関し、必要に応じた見直し等が行われたか。(政・評価に関する意見) ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき法人が行うこととされた点検及び見直しの取組状況は適切か。(政・評価の具体的取組) 3 特定の業務を独占的に受託している関連法人が存在しないか。(政・評価の視点) 1 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか(政・評価の視点) 2 一者応募・応札となった契約の割合を可能な限り減少させる取組を実施したか(分・21年度評価)。 (「基本方針」における、一者入札・応募については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図っているかについても留意。) 3 少額随意契約について、複数見積もり聴取の徹底を図ったか。(分・21年度評価) 1 審査体制の整備方針(または整備しないこととした方針)は適切か。(政・評価に関する意見) 1 再委託がある場合、契約の競争性・透明性の確保の観点から検証し、適切か。(政・評価に関する意見) 1 1者応札割合が過去と比較して増加している場合、その原因等は適切なものか。(政・評価に関する意見) 1 一般競争入札の入札条件は、競争性・透明性の確保の観点から検証し、適切か。制限的な応札条件が設定されていないか。(政・評価に関する意見)	佐野専門委員	下和田委員

			<p>● 人件費の計画的かつ円滑な削減はできているか。</p> <p>※ 国家公務員に準じた人件費削減の達成度</p> <p>1 平成19年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額に対し、1%/年を基準とした削減が達成できたか。 (「横断的見直し」における、コスト削減を念頭とした予算の執行管理についての見直しを行っているかについても留意。)</p> <p>※ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し状況</p> <p>1 給与体系について、国家公務員に準じた見直しを行っているか。</p> <p>※ 人件費改革の進捗状況</p> <p>1 国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する場合、その理由は適切か。(政・評価に関する意見)</p> <p>2 福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われたか。(政・評価の視点)</p> <p>3 法定外福利費について、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日行政管理局長通達)に係る要請内容が達成されているか。(政・評価の具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人への互助組織への支出を行っていないか。行っている場合、速やかに廃止することを検討しているか。(独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて) 食堂の運営費・業務委託費、職権交付等の食事補助の支出を行っていないか。行っている場合、速やかに廃止することを検討しているか。(独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて) 入学祝金、結婚記念祝金などのその他の支出についても、国や他法人で支出されていないものの支出を行っていないか。行っている場合、速やかに廃止することを検討しているか。(独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて) 	梶川専門委員	下和田委員
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	1 資産の確実かつ安定的な運用	1 資産の確実かつ安定的な運用	● 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、確実かつ安定的な運用を行ったか。	日笠専門委員	釜江委員
		※ 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用状況	1 運用計画に従い、確実かつ安定的な運用に努めることができたか。		
		● 再保険先の毎月の運用状況を把握し、必要な確認・改善要求を行ったか。			
		※ 再保険先の運用状況の把握状況	1 再保険先の運用の状況を毎月把握することができたか。		
		※ 再保険先の運用状況の確認・改善要求の状況	1 監督方針に基づき、確認等を行うとともに、必要に応じ、改善計画の策定及びその履行を求める等の措置を講じたか。	日笠専門委員	
		● 保有資産の見直しは行われているか(政・評価の視点)。			
		※ 実物資産の見直し状況(政・評価の視点)	1 実物資産(建物、構築物、土地等)について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用可能性等の観点から見直しが行われたか。またその場合、見直し状況は適切か。(政・評価の視点)		
			<ul style="list-style-type: none"> 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等は適切か。(政・評価の具体的取組) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。(政・評価の具体的取組) 現在の場所に立地する業務上の必要性等は適切か。(政・評価の具体的取組) <p>(「横断的見直し」における、施設の保有や賃借を政策的必要性や効果に応じた必要最小限にとどめているかにも留意。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の利用度等は合理的か。(政・評価の具体的取組) 経済合理性はあるか。(政・評価の具体的取組) 上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候の状況等を踏まえ、①本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、②効果的な処分(国への返納等)、といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組がなされているか。(政・評価の具体的取組)(横断的見直し) <p>2 利用実態等が的確に把握され、その必要性や規模の適切性等についての法人による検証が適切に実施されているか。(政・H21年度評価に関する意見)</p>		
		※ 金融資産の見直し状況(政・評価の視点)	1 金融資産について、事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らし、資産規模は適切か。(政・評価の視点)(政・H21年度評価に関する意見)		
			<ul style="list-style-type: none"> 個別法に基づく事業において運用する資産について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組がなされているか。(政・評価の具体的取組) 事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上で、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組がなされているか。(政・評価の具体的取組) 融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討がなされているか。(政・評価の具体的取組) 		
※ 知的財産等の見直し状況(政・評価の視点)	1 特許権等の知的財産について、保有の必要性の検討状況は適切か。(政・評価の視点)				
	<ul style="list-style-type: none"> 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組がなされているか。(政・評価の具体的取組) <p>2 特許等の保有の必要性に係る検討の結果、知的財産の整理等を行うこととなった場合の取組状況や進捗状況は適切か。(政・H21年度評価に関する意見)</p>				
● 保有資産について適切な運用・管理が行われているか(政・評価の視点)。					
※ 実物資産の運用状況(政・評価の視点)	1 実物資産の活用は十分か。不十分な場合、その原因は妥当か。(政・評価の視点)				
	2 実物資産の管理は効率的か。また、自己収入の向上に係る取組は十分になされているか。(政・評価の視点)				
	<ul style="list-style-type: none"> 建物、構築物、土地等について、①活用状況等の把握、②活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証、③維持管理経費、施設利用収入等の把握、④アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組、がなされているか。(政・評価の具体的取組) 				
※ 金融資産の運用状況(政・評価の視点)	1 資金運用について、実績は明らかにされているか。(政・評価の視点)				
	2 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準はあらかじめ示されていたか。(政・評価の視点)				
	3 資金の運用体制は十分か。(政・評価の視点)				
	4 資金の性格、基本的方針や基準等の設定主体及び規定内容を踏まえ、法人は十分に責任を果たしているか。(政・評価の視点)				
	5 貸付金、未収金等の債権について、回収計画は策定されているか。また、回収計画の実施状況は適切なものか。(政・評価の視点)				
	<ul style="list-style-type: none"> 個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立はされているか(政・評価の具体的取組) 融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組がなされているか。(政・評価の具体的取組) 				
※ 知的財産の運用状況(政・評価の視点)	1 特許権等の知的財産はあるか。ある場合、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況は適切か。(政・評価の視点)				
	<ul style="list-style-type: none"> 特許権等の知的財産について、①出願に関する方針の策定、②出願の是非を審査する体制の整備、③知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動、④知的財産の活用目標の設定、⑤知的財産の活用・管理のための組織体制の整備等の出願・活用の実績及びそれに向けた取組がなされているか。(政・評価の具体的取組) 				

2 提供するサービスの質の確保	2 提供するサービスの質の確保	<p>● 委託・再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務について、委託先が実施している銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めているか。</p> <p>※ 民営化以前と比較した業務の質の維持・向上に関する措置状況</p> <p>※ 委託・再委託した業務について、委託先・再委託先が実施している銀行業務及び生命保険業務と同等以上の業務の質の維持・向上に関する委託先・再委託先に対する措置状況</p>	<p>1 民営化以前と比較した業務の質の維持・向上に努めることができたか。</p> <p>1 委託先・再委託先が実施する銀行業務・生命保険業務と同等以上の質の確保ができたか。</p>	貯金 宮村専門委員	保険 重川委員	下和田委員
		<p>● 委託・再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務について、業務の実施状況を常に監督していたか。</p> <p>※ 重点確認項目の項目ごとのスケジュール設定状況及び確認状況</p> <p>※ 実施監査計画に基づく監査の実施状況</p>	<p>1 監督方針に重点確認項目のスケジュールが盛り込まれ、スケジュールどおりに確認されたか。</p> <p>1 実施監査計画に定められたとおりに監査が行われたか。 2 必要に応じて改善計画が策定され、履行を求める等の措置がなされたか。 3 委託先・再委託先の役職員の犯罪防止体制の一層の強化が図られたか。(分・21年度評価) 4 簡易生命保険管理業務における顧客情報の漏えい(誤送付・誤廃棄・誤配達等)に対する一層の改善指導等再発防止策の徹底に努めたか。(分・21年度評価)</p>			
		<p>● 委託先に対する監督については次の点の特に留意したか。</p> <p>① 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間について、利用者の利便の確保に配慮しているか。</p> <p>② 預金者、契約者等の利便を図るために特に迅速な処理が必要な手続について標準処理期間を設定し、その期間内に案件の9割以上を処理することとしているか。</p> <p>※ 対応状況に係る確認状況及び必要に応じた改善等の措置状況</p>	<p>1 委託先・再委託先が行う銀行(代理)業務及び生命保険(契約の維持・管理)業務と同等以上の提供場所及び提供時間が確保できているか。</p> <p>2 委託先は標準処理期間内に案件の9割以上を処理することができたか。</p> <p>1 必要に応じて改善計画が策定され、履行を求める等の措置がなされたか。</p>			
		<p>● 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務について、実施状況を継続的に分析し、民営化以前と比較した質の維持・向上に努めたか。</p> <p>※ 利用者の意見の把握状況</p> <p>※ 業務の見直し等に資する調査研究の実施状況</p> <p>※ 調査における業務の質の維持・向上に向けた取組状況</p>	<p>1 利用者の意見を把握しているか。</p> <p>1 調査研究を実施したか。</p> <p>1 業務の質の維持・向上のために適切な取組ができたか。 2 調査・分析の結果が管理業務に反映されているか。(分・21年度評価)</p>			
3 業務の実施状況の継続的な分析	3 業務の実施状況の継続的な分析	<p>● 預金者・契約者等からの照会等に対し、迅速かつ的確に対応することができたか。</p> <p>※ 応答マニュアルの作成・改善状況</p>	<p>1 応答マニュアル・応答事例集を必要に応じて見直し、照会等に対し迅速かつ的確に対応できたか。 2 これまで講じてきた改善策の効果測定や苦情・申告の内容及び増減分析を踏まえた応答マニュアル・応答事例集の更新・拡充を実施したか。(分・21年度評価)</p>	宮村専門委員	金江委員	金江委員
<p>● 委託先及び再委託先が受け付ける照会等に対し、迅速かつ的確な対応が確保されているか。</p> <p>※ 委託先・再委託先への措置状況</p>	<p>1 委託先・再委託先に対し、対応状況を把握し、必要に応じて改善計画が策定され、履行を求める等の措置がなされたか。 2 取組の結果、顧客への対応が従来と比較し、どのように迅速かつ的確になるように改善されたのかということが明確にされたか。(分・21年度評価)。 3 苦情解決までの期間別の発生状況・発生件数の推移についてより深度ある分析を実施しより効果的な改善策を検討する等、長期未解決苦情の早期解決に向けた取組を実施したか。(分・21年度評価)</p>					
5 情報の公表等	5 情報の公表等	<p>● 機構の業務及び組織その他経営内容に関する情報を公表しているか。</p> <p>※ 機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報の公表状況</p> <p>※ コンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報の公表状況</p> <p>※ 財務諸表の公表状況</p>	<p>1 ディスクローチャー誌を作成し、機構の事務所に備置しているか。</p> <p>1 新聞広告等を活用した情報の提供に努めたか。</p>	日笠専門委員	下和田委員	下和田委員
<p>● 情報の公表に当たり、ホームページを積極的に活用しているか。情報提供に当たって、充実した情報をわかりやすく、迅速に提供しているか。</p> <p>※ 上記の資料のホームページでの公表状況</p> <p>※ ホームページの掲載内容の検証状況</p>	<p>1 ウェブサイトにおける公表の際に、必要な改善ができている等、ユーザビリティ・アクセシビリティは十分か。</p> <p>1 掲載内容及び掲載方法について、年に1回以上検証を行ったか。</p>					
6 預金者等への周知	6 預金者等への周知	<p>● 預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を適時把握し、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図るため、郵便貯金の預金者に対しその状況を周知しているか。</p> <p>● 支払義務が発生した保険金等の残存状況を適時把握し、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図るため、簡易生命保険の契約者等にその状況を周知しているか。</p> <p>※ 預入期間を経過した郵便貯金及び支払義務が発生した保険金等の残存状況の把握状況</p> <p>※ 契約者等に対する周知の実施状況</p>	<p>1 預入期間を経過した郵便貯金及び支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握したか。</p> <p>1 把握した状況について、ホームページにより公表したか。 2 預入期間を経過した郵便貯金の有無の確認及び早期受取を呼びかける新聞広告等を行ったか。 3 広告に係る認知度の評価のみならず、事案の解消実績・残高実績やその推移による効果検証・分析を実施し、その結果を踏まえたより効果的かつ効率的な周知方法、解消策等を検討したか(分・21年度評価)</p>	金井専門委員	下和田委員	下和田委員
<p>● 「第1 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営が行われているか。</p> <p>※ 予算の執行状況</p> <p>※ 当期純利益(又は当期純損失)発生要因の分析状況・検証状況(政・評価の視点)</p> <p>※ 利益剰余金(又は繰越欠損金)の発生状況(政・評価の視点)</p>	<p>1 中期計画・年度計画の予算に基づき、適切に執行されたか。</p> <p>1 当期純利益(又は当期純損失)の発生要因は適切なものか(政・評価の視点)。</p> <p>1 利益剰余金が計上されている場合、法人の性格(事務・事業の内容等を含む。)に照らし過大な利益となっていないか。(政・評価の視点)(政・評価の具体的取組) 2 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。未策定の場合、その理由は妥当か(政・評価の視点)。 3 繰越欠損金の解消計画がある場合、当該計画に従い解消が進んでいるか(政・評価の視点)。</p>					
第3 財務内容の改善に関する事項	—	—	—	梶川専門委員	金江委員	金江委員

第4 その他 業務運営に 関する重要 事項	1 施設及び 設備に関する 計画	—				
	2 適切な労働環境の確保	1 適切な労働環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施しているか。また、適材適所の人事配置を行っているか。 ※ 組織編成・人員配置の見直し状況 	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織編成・人員配置は実情に即した見直しが行われたか。 2 常勤職員数は適正な人数か。 3 人事評価は職員の努力・成果を適性に評価することができるものか。 	石川専門委員	釜江委員
			<ul style="list-style-type: none"> ● メンタルヘルス、人権等の労務課題への適切な対応を図っているか。 ※ セクシャル・ハラスメントの防止、メンタルヘルス等に係る管理体制、職場環境の整備状況 	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業医や相談員を適切に活用したか。 		
	3 機構が保有する個人情報の保護	2 機構が保有する個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めているか。 ※ 機構における個人情報の保護に関する規程・体制の整備状況 ※ 機構における個人情報の漏えい、滅失又は毀損の発生状況 	<ol style="list-style-type: none"> 1 四半期に一度の規程の遵守状況のチェックは行われたか。 1 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の発生状況は適切に抑制されたか。 	佐野専門委員	釜江委員
			<ul style="list-style-type: none"> ● 委託先・再委託契約において個人情報の適切な管理が図られるよう監督を行っているか。 ※ 委託先に対する確認・改善要求の状況 ※ 委託先を通じた再委託先に対する確認・改善要求の状況 	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託先に必要な確認は行ったか。 1 個人情報保護の体制強化が図られたか。(分・21年度評価)。 		
4 災害等の不測の事態の発生への対処	3 災害等の不測の事態の発生への対処	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害等不測の事態が発生した場合のリスク管理体制が整備されているか。 ※ 緊急時の対応マニュアルの作成状況 ※ マニュアルの検証状況 	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時の対応マニュアルについて、年1回以上検証を行ったか。 1 必要に応じた見直しはなされたか。 	金井専門委員	下和田委員	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 委託先・再委託先においても災害等不測の事態の発生への対処が図られるよう適切な監督を行っているか。 ※ 委託先・再委託先に対する確認・改善要求の状況 	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要に応じ、確認・改善要求がなされたか。 			
5 その他	4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全の観点から環境に与える影響に配慮、適切な対応が図られているか。 ※ 環境に配慮した業務運営への取組状況 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた業務運営ができたか。 2 環境に係る取組を広く国民に周知するため、広報体制の充実が図られたか。(分・21年度評価) 	佐野専門委員	下和田委員	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 内部統制に係る取組が行われているか。(政・評価の視点) ※ 内部統制の取組状況(政・評価の視点) 	<p style="text-align: center;">以下「独立行政法人における内部統制と評価について」を参考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 統制環境は十分か。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。(政・評価の具体的取組) ・ 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境の一層の整備等に向けた課題等が明らかにされているか。(政・H21年度評価に関する意見) 2 リスクへの対応と評価は適切になされているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。(政・評価の具体的取組) ・ 法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出しを行い、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。(政・評価の具体的取組H22追加事項) 3 統制活動としての方針や手続は整備されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか(評価指標の設定を含む)。(政・評価の具体的取組) 4 情報の識別、把握、処理及び伝達が適切に行われるよう経路が整備されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。(政・評価の具体的取組) ・ 法人のミッションを役職員により深く浸透させるための取組を実施したか。(政・H21年度評価に関する意見) ・ 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。(政・評価の具体的取組H22追加事項) 5 日常のモニタリング態勢は整備されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。(政・評価の具体的取組) ・ アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。(政・評価の具体的取組) 6 ICTの利用環境は整備されているか。組織内の利用について必要な方針や手続は整備されているか。 	梶川専門委員		
		<ul style="list-style-type: none"> ※ 監事の監査との連携状況(政・評価の具体的取組) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意したか。(政・評価の具体的取組) 2 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。報告を受けた改善点等について、対応を行っているか。(政・評価の具体的取組)(政・H21年度評価に関する意見) 3 報告された改善点について、事業の実効性が上がるよう、所要の見直しが行われたか。(横断的見直し) 4 監事監査の課題について明確にされているか。(政・H21年度評価に関する意見) 			
		<ul style="list-style-type: none"> ● 役職員のイニシアティブは機能しているか。(政・評価の視点) ※ 業務の改善のためのイニシアティブの活用状況(政・評価の視点) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 役職員からのイニシアティブを具体的に把握・分析しているか。(政・評価の視点) <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチを行ったか。(政・評価の具体的取組) 2 役職員からのイニシアティブを業務の改善に役立てているか。(政・評価の視点) <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組(例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等)を促すアプローチを行ったか。(政・評価の具体的取組) 			

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 平成 21, 22 年度業績評価比較表

Ⅱ 個別評価

評価項目	評価結果	
	平成 21 年度	平成 22 年度
1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
○組織運営の効率化	A	A
○業務経費の削減		
① 業務の効率化、契約の適正化	A	A
② 人件費の削減等	A	A
2 業務の質の向上		
○資産の確実かつ安定的な運用		
①郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の確実かつ安定的な運用	A	A
②株かんぽ生命保険における運用状況の把握及び確認	A	
③保有資産の見直し	A	A
④保有資産の運用・管理	A	
○提供するサービスの質の確保 (H21) ・業務の質の確保 (H22)		
①貯金管理業務	A	AA
②簡易生命保険管理業務	A	A
○業務の実施状況の断続的な分析	B	A
○照会等に対する迅速かつ的確な対応	B	A
○情報の公表等	A	A
○預金者等への周知	B	B
3 予算・財務管理 (H21) ・財務内容の改善に関する事項 (H22)	A	A
4 その他		
○適切な労働環境の確保	A	A
○機構が保有する個人情報の保護	B	B
○災害等の不測の事態の発生への対処	A	A
○その他		
①環境に配慮した取組 (H21) 、環境保全 (H22)	A	A
②内部統制に関する取組等 (H21) 、内部統制、役職員のイニシアティブ (H22)	A	A
評価の分類 項目数	A : 15項目 B : 4項目	AA : 1項目 A : 14項目 B : 2項目

総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会
委員等名簿

委 員

かまえ ひろし
釜江 廣志

東京経済大学経済学部教授

しげかわ じゅんこ
重川 純子

埼玉大学教育学部教授

しもわだ いさお
下和田 功

上武大学大学院経営管理研究科教授

専門委員

いしかわ けいこ
石川 恵子

実践女子大学人間社会学部准教授

かじかわ とおる
梶川 融

太陽 A S G 有限責任監査法人総括代表社員（CEO）

かない ひろし
金井 洋

第一生命保険株式会社 常務執行役員

きのの まりこ
佐野 真理子

主婦連合会事務局長

ひかさ かつみ
日笠 克巳

三井生命保険(株)保険計理人

みやむら けんいちろう
宮村 健一郎

東洋大学経営学部教授

（敬称略）